

平成27年11月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成27年12月3日～4日

場 所 第2委員会室

平成27年12月3日(木曜日)

求める請願

午前10時3分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第2号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 議案第7号 宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例
- 議案第8号 行政不服審査法施行条例
- 議案第9号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第18号 当せん金付証票の発売について
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- 請願第3号 所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを

- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)について
 - ・宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の改定について
 - ・祖母傾山系周辺地域のユネスコエコパークへの登録に係る申請書概要の審査結果等について
 - ・移住・UIJターン施策の取組状況について
 - ・宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の改正について
 - ・第10次宮崎県交通安全計画の策定について
 - ・若山牧水賞の受賞者について
 - ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について(議案第9号関連)

出席委員(8人)

委員	長	清山知憲
副委員	長	島田俊光
委員		坂口博美
委員		星原透
委員		丸山裕次郎
委員		満行潤一
委員		新見昌安
委員		来住一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	茂雄二
総合政策部次長 (政策推進担当)	金子洋士

総合政策部次長 (県民生活担当)	興 梶 正 明
部参事兼総合政策課長	井 手 義 哉
秘書広報課長	中 原 光 晴
広報戦略室長	菊 池 修 一
統計調査課長	奥 野 厚 子
総合交通課長	野 口 和 彦
中山間・地域政策課長	石 崎 敬 三
フードビジネス 推進課長	黒 木 義 博
生活・協働・ 男女参画課長	村 上 悦 子
交通・地域安全対策監	壹 岐 幸 啓
文化文教課長	神 菊 憲 一
人権同和対策課長	吉 田 信 夫
情報政策課長	青出木 和 也

議事課主幹	鬼 川 真 治
総務課主任主事	日 高 真 吾

○清山委員長 ただいまから、総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○茂総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、皇太子殿下をお迎えして開催された第18回農業担い手サミット in みやぎに係る行啓についてであります。

本年5月の全国みどりの愛護の集いに続き、本年度2回目の御来県となった皇太子殿下におかれましては、本県への御理解を深めていただき、各御視察先で温かいお言葉を賜るなど、親しく交流いただき、県民の皆様にも、大きな励みになったものと存じます。

星原議長、清山委員長を初め、委員の皆様方には、お忙しい中、随行や奉迎、交流会への御出席など御協力をいただき、まことにありがとうございました。

また、11月15日から17日までの韓国訪問につ

総務部

総務部長	成 合 修
危機管理統括監	金 丸 政 保
総務部次長 (総務・職員担当)	柳 田 俊 治
総務部次長 (財務・市町村担当)	田 中 保 通
危機管理局長 兼危機管理課長	郡 司 宗 則
部参事兼総務課長	菓子野 信 男
防災拠点庁舎整備室長	丸 田 勉
部参事兼人事課長	片 寄 元 道
行政経営課長	吉 村 久 人
財政課長	阪 本 典 弘
税務課長	高 林 宏 一
部参事兼市町村課長	平 原 利 明
総務事務センター課長	中 原 順 一
消防保安課長	都 原 誠 一

事務局職員出席者

きましては、アジアナ航空本社への表敬訪問など、大変お忙しい中、清山委員長を初め、県議会からも御参加をいただき、まことにありがとうございました。この場をおかりしまして、厚くお礼申し上げます。

それでは、今回提案をしております議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元の委員会資料の1ページをごらんください。

今回お願いしております議案は、まず、議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算」であります。

総合政策部の一般会計補正額は、一般会計の表の一番下にありますように、合計で6,700万円の増額であります。

これは、後ほど御説明いたします産学官金連携による「地域経済循環創造事業」の補正であります。

補正後の総合政策部の一般会計予算額は、その一番右端の欄にありますように、131億6,689万9,000円となります。

目次にお戻りいただきたいと思っております。

Ⅱの特別議案であります。議案第6号「宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法の制定に伴い、宮崎県における個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供について、必要な事項を定めるものであります。

議案第7号「宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例」は、法律の一部改正に伴い、宮崎県知事の行う認証業務が地方公共団体情報システム

機構に移管されるため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第9号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。

これは、住民の利便性の向上、事務処理の効率化等の観点から、知事の権限に属する事務のうち、市町村が取り扱いを希望する事務について、地方自治法に基づく事務処理特例制度を活用して市町村に権限移譲を行うものですが、今回、法改正による削除及び移譲市町村の追加を行う必要が生じたことから、所要の改正をお願いするものであります。

次に、議案第14号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

県立芸術劇場につきましては、現在、指定管理者による管理運営を行っておりますが、今年度をもって第2期の指定期間が終了いたしますことから、平成28年度以降の指定管理者の指定について、議会にお諮りするものであります。

また、指定に伴いまして、債務負担行為の追加が生じますことから、議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算」をあわせてお願いしているところであります。

次に、その他の報告事項につきまして、目次に記載のとおり、7件の報告事項がございます。

詳細につきましては、後ほど、担当課長から御説明いたします。

私からの説明は、以上であります。

○清山委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○黒木フードビジネス推進課長 フードビジネス推進課の補正予算について、御説明いたしま

す。

平成27年度11月補正歳出予算説明資料の3ページをお願いいたします。

フードビジネス推進課の11月補正額は、6,700万円の増額補正で、補正後の額は9億8,301万9,000円となります。

5ページをごらんください。

(事項) 地域科学技術振興費でございます。

説明欄に記載がございますが、お手元の委員会資料のほうで御説明させていただきます。

2ページをお開きください。「産学官金連携による地域経済循環創造事業」でございます。

1の事業目的であります。この事業は、総務省の地域経済循環創造事業交付金を活用いたしまして、産学官金の連携のもと、地域の資源と地域金融機関の資金を活用した先進的な取り組みを行う事業者に対して支援を行うことで、地域での経済循環をつくりだそうとするものです。

国の地域経済循環創造事業交付金につきましては、点線の囲みの部分に説明がございますが、地域の経済循環を創造し、新たな事業のモデルの構築を行う都道府県に対しまして、1件当たり5,000万円までの交付金が交付されるというものであります。

次に、2の事業概要ですが、(1)のとおり、今回の補正額は6,700万円で、2つの事業者に対する補助を予定しております。

財源は全額国庫で、事業期間は単年度であります。

(4) 事業内容であります。まず、①宮崎ひでじビール株式会社が行う事業につきましては、県内産の大麦を原料として、SPGのろ過技術を活用することで、常温流通が可能なビールの開発を行います。

一般に、地ビールは常温流通ができないため、消費期限が短く、大量輸送が困難な点がありましたが、今回の事業実施により、海外を含めた販路の拡大が期待できます。

補助額は5,000万円で、補助対象事業費が1億1,780万円であります。

産学官金の連携機関として、県食品開発センターと宮崎銀行がかかわっています。

補助事業の内容としましては、工場の新設や醸造用タンク等を整備するために必要な経費の支援であります。

事業効果としまして、県内産大麦を使用したビールの製造・販売により、県外からの外貨獲得等による地域経済の活性化が図られると考えております。

事業の仕組みにつきましては、3ページに図示しているとおりであります。

続きまして、4ページをごらんください。

もう一つの補助対象事業者であります有限会社エコロであります。

この事業は、県内の畜産農家の余剰堆肥を加工し、需要のある県外向けに流通させる取り組みに対し、支援を行うものであります。

集めた堆肥を再発酵させることなどにより、粒の大きさや水分量の整った、においのしない高品質な堆肥が製造できるものであり、九州内の他県で行った試験販売では好評を博しているようです。

補助額は1,700万円で、補助対象事業費は3,405万円です。

産学官金の連携機関として、宮崎大学と宮崎銀行がかかわっています。

補助事業の内容としましては、堆肥貯蔵ヤード等を整備するために必要な経費の支援であります。

事業効果としまして、県内畜産農家から買い取った堆肥を高品質な堆肥に加工し、県外向けに販売することで、外貨獲得等による地域経済の活性化が図られると考えております。

事業の仕組みにつきましては、下に図示しているとおりであります。

説明は、以上であります。

○青出木情報政策課長 情報政策課でございます。

当課からは、マイナンバー制度の開始に伴います条例関係が3つございますけれども、その3つにつきまして、説明させていただきます。

委員会資料の6ページをお開きいただけますでしょうか。

まず最初に、「宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」につきまして、御説明いたします。

この条例は、年明けの1月から利用が開始されますマイナンバー制度に対応いたしまして、必要な事項を定める条例でございます。

まず、第1条でございますが、条例の趣旨といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の規定に基づきまして、本県における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関しまして、必要な事項を定めるものとしております。

なお、ここにございます特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報のことでございます。

次に、この条例の全体的なイメージを説明させていただきますと思います。

7ページが一番上にございますイメージ図を

ごらんいただけますでしょうか。

真ん中の楕円のところに、情報提供ネットワークシステムというものがございます。これは、総務省が設置するものでございますけれども、法律では、このシステムを通じて、左側の宮崎県と右側の国やほかの自治体が、個人番号を利用して情報のやりとりをすることが認められるところでございます。

しかしながら、左側の宮崎県の内部におきまして、個人番号を利用して情報をやりとりする場合には、法律に定められた事務、いわゆる法定事務でございますけれども、これを含めまして、条例で定める必要があるとなっているところでございます。これは、法律の規定でございますので、全国、どの地方自治体でも同じような取り扱いとなります。

条例で対象といたします事務、法定事務に加えて対象とする事務でございますけれども、イメージ図の下の法第9条第2項個人番号の利用という箇所をごらんいただけますでしょうか。

まず最初に、①の本県が独自に行っている事務で個人番号を利用するもの。内容といたしましては、法定事務と類似性のある事務で、国の事務に上乘せ・横出しをしているような事務が原則でございますけれども、このような事務については、条例の対象となるところでございます。

次に、②の庁内の同一機関内、例えば知事部局内の税務担当課と福祉担当課が個人番号を利用して情報をやりとりするような場合、イメージ図の②のような庁内連携をする場合でございますけれども、このような事務も条例で規定する必要があるところでございます。

そして、法第19条第9号特定個人情報の提供と記載しております部分の③にございますよう

に、同一地方公共団体の他の機関、知事部局と教育委員会というのが同一地方公共団体の他の機関同士になりますけれども、その機関間において個人番号を利用して情報をやりとりするような場合、イメージ図の中では③の、事務Bと事務Cのやりとりの部分でございますけれども、このような事務も条例で規定する必要があるところでございます。

以上が、この条例の全体的なイメージでございます。

次の第2条では、用語の定義について、また、第3条では、県の責務について記載しているところでございます。

次に8ページ、9ページでございますが、この見開きのページに、先ほど御説明いたしました事務に係る規定がございます。

まず、8ページの一番上、第4条個人番号の利用範囲におきまして、独自利用事務と法定事務、そして庁内連携事務について規定しているところでございます。

8ページの中ほど、趣旨のところに記載しておりますとおり、この第4条は、法第9条第2項の規定に基づきまして、個人番号の利用について規定するものでございまして、個人番号を本県独自に利用する予定のもの、いわゆる独自利用事務につきましては、条例別表第1のところに、また、庁内の同一機関内での特定個人情報の授受を行う予定のもの、庁内連携事務につきましては、条例別表第2に具体的に記載しているところでございます。

条例別表第1では、7つの事務について規定しております。

具体的な例といたしまして、生活保護法の規定に準じて生活に困窮する外国人に対して行う保護の決定及び実施に関する事務を例にとりま

して御説明いたしますと、生活保護法におきましては、日本人を対象として生活保護の事務を行っているところでございますけれども、現場におきましては、実務上は、法定事務の対象となっていない外国人の方々に対する生活保護事務も一緒に行っておりますことから、この条例に規定することによりまして、個人番号を利用した一体的な事務が行えるように定めるものでございます。

条例別表第2のほうでは、外国人に対する生活保護の事務ですとか、県営住宅関係の事務で庁内連携が必要となるものを規定しているところでございます。

次に、9ページの第5条特定個人情報の提供では、知事部局と教育委員会という機関間の情報連携、具体的には条例別表第3にございます、生活保護関係事務における特定個人情報の提供について規定しているところでございます。

なお、条例で規定する事務につきましては、国が示す事務の具体例に基づきまして、それぞれの業務を担当しております所管課と協議を行いまして、現時点で必要があると考えられるものを選定したところでございます。

次に、10ページをお開きください。

第6条書面の提出義務の特例でございますけれども、今後、個人番号を利用した地方自治体における情報連携が開始された際に、該当する事務手続におきまして、現時点では県民の皆様方から提出いただいている添付書類を省略することによって、利便性の向上を図るための規定でございます。

最後に、附則におきまして、条例の施行日を平成28年1月1日としていただいております。

マイナンバー制度に直接対応する条例に関する説明は以上でございます。

次に、11ページをごらんいただけますでしょうか。

議案第7号「宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例」でございますが、この業務は、県民の方々が、インターネット上で行政機関に申請や申告をする際、成り済まし等を防ぐために、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づきまして、知事が県民に対し電子証明書を発行する業務でございますけれども、1の廃止の理由の括弧書きのところにありますとおり、当該法律の一部改正に伴いまして、平成28年1月1日から、知事が行う業務が地方公共団体情報システム機構に移管されることとなったため、県がその業務を行うために定めておりましたこの条例を廃止するものでございます。

施行期日は、平成28年1月1日としております。

なお、4に記載のとおり、電子証明書を発行する際の手数料等について、未納がある場合の取り扱いについては従来のとおりとする経過措置を設けているところでございます。

最後に、12ページをごらんいただけますでしょうか。

議案第9号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例の今回の改正では、情報政策課分を含めまして7つの事務の移譲等につきまして、それぞれの常任委員会に付託されているところでございます。

当課分に係る改正の概要について、この12ページで説明させていただきます。

1の改正の理由のところにありますとおり、先ほどの議案第7号と同様の理由で一部改正を

行うものでございまして、知事が電子証明書を発行する際の手数料の徴収及び納付につきまして、これまではこの条例に基づき、市町村長に行っていたところでございますけれども、法改正によりまして、知事が行う業務ではなくなりますことから、改正の内容のところにございますとおり、当該事務の削除を行うものでございます。

施行期日は、平成28年1月1日としておりまして、これにつきましても、経過措置を設けているところでございます。

情報政策課の説明は、以上でございます。

○村上生活・協働・男女参画課長 委員会資料の13ページをごらんください。

同じく議案第9号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

当課関係の改正の概要について御説明いたします。

まず、改正の理由ですが、特定非営利活動促進法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、住民の利便性の向上や事務処理の効率化等の観点から、その処理を希望する市町村に権限を移譲するため、所要の改正を行うものです。

改正の内容ですが、特定非営利活動法人の設立の認証や定款変更の認証等に関する事務など計33事務について、新たに串間市と西都市に権限を移譲するものです。

なお、今回の改正に伴いまして、9市4町がこの事務を行うこととなります。

施行期日は、平成28年4月1日としております。

説明は、以上でございます。

○神菊文化文教課長 当課からは、議案第14号

「公の施設の指定管理者の指定について」並びに議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算」について御説明いたします。

内容といたしましては、県立芸術劇場に關しまして、指定管理者の指定及び指定に係る管理運営委託費を債務負担行為として追加することによる補正であります。

説明は、お手元の常任委員会資料で行わせていただきますが、指定管理者の指定については、議案書の63ページ、また、債務負担行為の追加による補正につきましては、同じく議案書の7ページ及び事項別説明書43ページ上段に記載がございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

それでは、資料の14ページをごらんください。

まず、県立芸術劇場につきましては、平成18年度から、地方自治法に基づく指定管理とすることとし、平成18年度から5年間を第1期、平成23年度から今年度までの5年間を第2期として、議会の議決をいただき、指定管理者を指定し、施設の管理運営を行ってきたところでございます。

また、6月の本委員会におきまして御説明させていただきましたが、平成28年度から5年間につきましても、引き続き指定管理とすることとし、指定管理者の候補者の選定を行ってまいりましたが、このたび候補者を決定いたしましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

資料に記載がありますとおり、候補者は、公益財団法人宮崎県立芸術劇場、代表者は佐藤寿美氏であります。

次に、指定管理候補者の選定についてであります。

公募の状況につきましては、いずれも記載の

とおりでありまして、最終的に応募されたのは同財団のみでございました。

また、候補者の選定に際しては、1次審査として資格審査、2次審査として、記載の選定委員会委員5名に対するプレゼンテーション及びヒアリングを、15ページの選定基準に基づき厳正に行っていたところでありました。その結果、同財団の評価は、500点満点中427点でありました。

同委員会におきましては、選定の最低基準である300点を上回っていること、宮崎国際音楽祭や県民文化振興事業の趣旨を理解し、企画及び実施能力を十分に備えていると認められること、事業全般を確実に実施できる財政的基盤及び管理運営体制が整っていると認められることから、指定管理候補者として選定されたところであります。

県といたしましては、同委員会の選定理由を十分に検討するとともに、これまでの実績などを踏まえ、同財団を指定管理候補者として決定したところでございます。

次に、同法人に対する指定管理料につきましては、年額4億7,581万9,000円、平成29年度以降は、消費税の増税を想定しまして、年額4億8,463万1,000円、平成32年度までの5年間で、総額24億1,434万3,000円の債務負担行為の追加による補正をあわせてお願いするものであります。

説明は、以上であります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○**清山委員長** 執行部の説明が終了しました。

まず、議案についての質疑はありませんか。

○**星原委員** フードビジネス推進課から説明がありました、地域経済循環創造事業交付金、補正額6,700万円ということなんですが、これは、

2社だけだったんですか。ほかに何社かあった中から2社を選ばれたのか、その辺はどうなってるんですか。

○黒木フードビジネス推進課長 本県から国に対しまして2社申請しまして、2社が選ばれました。

以上です。

○星原委員 それともう一点、宮崎はフードビジネスにかなり力を入れてきてますよね。その広報というのは、うまく伝わっていったんでしょうか。もう少し、いろんな企業が元気を出してもいいのかなと思ったり、新たなそういう事業であればという考えがあるんですが、その辺はどうだったんでしょう。最終的に2社になったのか、ある程度希望したところはあったけれども、書類とかいろんな関係で外されていって、最後は2社になって、2社が認定を受けたのか、その辺はどうなんですか。

○黒木フードビジネス推進課長 まず、周知につきましては、この制度の発足時において、県内の関係機関等に制度説明会等を行いまして、そして、国の公募があった時点で、関係機関等にはお知らせしているところであります。

また、そういう中で、実際にこの公募が始まって、いろんな案件が寄せられる中で、この事業が、そもそも地域の資源を活用し、事業性が認められ、あと一步で実現できる。地域の金融機関のそういう融資も確保した上でのという、そういった条件がついておりますので、そういった中で、最終的には2件が、申請が適当と認められたところであります。

○星原委員 もう一点。九州各県、沖縄を入れれば8県あるわけですが、ほかの県はどれぐらいの申し込みというか、こういう形で動いたのかわかりますか。わからなけりゃ、また後でも

いいですけど。

○黒木フードビジネス推進課長 申し込みの状況そのものについては把握していないのですが、採択された9月の時点で、全国で県事業としては5事業で、そのうちの2事業が宮崎県、九州は、ほかはございません。

○星原委員 わかりました。

○満行委員 マイナンバーについてお聞きしたいんですけど、7ページの情報連携のイメージは、知事部局、教育委員会なんですが、監査事務局とか、警察本部とかも、このマイナンバーの運用範囲に入っているのか、そのあたりを教えていただきたいんですけど。

○青出木情報政策課長 マイナンバー法で規定されております個人番号を利用する事務の範囲が、社会福祉ですとか、税の関係ですとか、限定されております関係で、今現在、個人番号を使う業務を持っております対象は、知事部局と教育委員会となっております。その関係で、その部分だけをこちらで規定してるところでございます。

○満行委員 そのうちにどんどん拡大をしていくということなんですか。県の機関は、監査とか、いっぱいあると思うんですけど。そういうところまで拡大していくという想定はされてるわけですか。

○青出木情報政策課長 いわゆるマイナンバー法の規定で、もし対象が広がってまいりました際には、それに合わせまして条例のほうでも対応する必要は出てくるだろうと考えております。

○坂口委員 フードビジネスのエコロで。購入先の農家は、どういう畜種のところからを予定されているんですか。

○黒木フードビジネス推進課長 県内中小畜産農家の牛ふんが中心となります。

○坂口委員 牛ふんだったら、心配ないか。あとは農政の問題になるかもわからんですけど、行き詰るのが全て悪臭なんです。だから、これから先の畜産振興の上では大事な課題で——ぜひともここに活路を見出して、しっかりとした環境対策をクリアできるよう……。牛ふんなり畜産廃棄物の処理というのは大きい課題だから、これは期待が大きいんですけど。

そこへ対して、今後、さらにそういったものが広がるような、活路を見出せるような事業として、これは、ぜひとも農政と連携をとりながら、地域から苦情を出さずに、いいものはやっぱり歓迎されるという。そここのところは、注意していただくといいかなというのがあるもんですから。

それから、マイナンバー関連です。今、県が把握している範囲で、手数料が伴うものがあると思うんですけども。今の事務量から考えたとき、どれぐらいの手数料が生じて、それがどこに入っていくことになるのかというのを、そのお金が。アバウトでどれぐらい。宮崎県が、今、扱ってるというか、把握しているという部分について、どれぐらいの手数料がここに新たに生じて、それを、誰がどこに払っていくことになるのかというのは、どんなぐあいになっていきますか。

○青出木情報政策課長 マイナンバー法の導入に伴って、マイナンバーを使うことによって、どのような手数料が発生するかというところでございますでしょうか。現在、例えば、いろいろな証明書等を出しておりますが、マイナンバーカードを使うことによりまして不要になりますので、その分の手数料等が、県に入らないという分はございますけれども、その正確な分量ですとか、そこまではまだ把握していないとこ

ろでございます。これから、国の利用の状況とか、そういう推計等も見ながら把握してまいりたいと考えているところでございます。

○坂口委員 県の歳入に影響を与えるということは重大なことだと思うんです。だから、既に試算されてないといけないんじゃないかというのが一つ。

膨大な金が、今度は違う場所に入っていくこととなりますよね。新たに事務手続をやるところが手数料を徴収することになるでしょうから。そこは、ただでできるようになるんですか。

○青出木情報政策課長 県にかわって新たなところが別の手数料を取るといいますよりも、マイナンバーカードを発行することによりまして——マイナンバーの発行は、1回目は国の予算でやりますので、全く無料でございますけれども、それに関して県が取っていた手数料を別のところに県民の方々が払わなきゃいけないとか、そういうことはない。証明書をとるのにこれまでは手数料が必要だったわけですが、証明書をとらなくていいようになりますので、その分の手数料を県民の方がほかのところに払わなきゃいけないとか、そういうことはないと考えているところでございます。

○坂口委員 今、手数料が生じているものは、負担がなくなることになっていくんですか。

○青出木情報政策課長 今、証明書をとっていただいて、それを事務所に出していただいている分、その不要になる分については、その手数料が不要になってくると。証明書発行手数料が不要になってくるということでございます。

○坂口委員 そうすると、今、証明書発行手数料という負担がかかっていたのが、全く今後からなくなるということで、負担としては軽減されるという……。

○青出木情報政策課長 県民の方々の負担としては、軽減されると考えております。

○坂口委員 新たなシステムで、その事務をやることになるところの経費は、どこから調達されることになるんですか。

○青出木情報政策課長 いろいろな事務があるわけでございますけれども、事務によって補助金が全額来るもの、あるいは3分の1が来るものがございまして、その補助金等を受けて、県で予算を計上して、システム等を改修していくという形になっているところでございます。

○坂口委員 まだぴんとこんとやけれど、例えば、住基ネットのときは、応分の負担を……。あれ、名称を忘れたんですけど、機構にかなりの負担をしたことになるんですよ。今回の場合は、それは全く要らないということですね。

○青出木情報政策課長 地方公共団体情報システム機構という団体でございますけれども、こちらで今回のこのネットワークシステム等を組むんですけども、これに関しましては、国が10分の10で組む形になります。

それとは別に、県がそこにつなぐためのシステムがあるんですけども、その分に関しましては県で負担をします。ただ、その分に関しては、国から補助が入ってくるという形になっております。

○坂口委員 そうすると、最終的には、だんだん、ことごとくなくなっていく。ということになると、住基ネットの分をそこに最初から乗っけてれば、この分も要らなくなる理屈になるんじゃないかなと思うんです。そこに、なぜ住基ネットを乗っけなかったのかなというのが……。

○青出木情報政策課長 もともと住基ネットワークシステムがあったわけなんですけれども、今回、マイナンバーのシステムをつくります際

に——住基ネットと本当に一緒にすれば、委員がおっしゃいましたように、システムは一つで済んだかと思えますけれども——法律制定の過程で、住基ネットとは別に新たな制度としてつくるという法の制定でございましたので、おっしゃるように2つのシステムが併存する形になっているところでございます。

○坂口委員 それは、役所側の理屈なんです。エンドユーザーという立場、個々の立場に立って物事をやっていくというのが基本です。だから、そのところを今後、反省材料としてしっかり生かしていく必要があるということです。それは、強く求めておきます。

○青出木情報政策課長 委員から承りましたことは、国、あるいは地方公共団体情報システム機構と話す機会等の際には、私どもも、胸にとどめて話をしてまいりたいと考えております。

○坂口委員 大切なところが見えなくなってるんです。国費で100%といたって、それは税金ですから。何らかの形でロンダリングされてきているか、直接か、ダイレクトかという違いだけで、そこはやっぱり大切な……。税金は、今、深刻な問題で、消費税にしても、政権がひっくり返るぐらいの重大な問題。でも、それは避けられない道に、今、我が国は来ているということ。念頭に置きながらやってほしいということ。もうこれで終わりますけれど。

次に、芸術劇場ですけど、ここは、指定管理者に複数のグループが応募してくるということは、一般的な考え方から、今後ともないんじゃないかと思うんです。そこらをどんなぐあいに見ておられるかということ。それでも他の管理物件同様の指定管理の選定のやり方を、今後ともやっていかれるのかどうか。そこらのところを、何か課題を抱えておられるかどうかという

のを。

○神菊文化文教課長 今回、1団体の応募ということでございまして、これまで3回応募しておりますけれども、第1回目には、応募が2社ございました。今の指定管理者と別に、民間団体と、それから企業のJVで応募されたという事例がございます。

それ以降、23年の第2期目につきましては、1社しか来られなかったということで、なかなか業務的に、通常の公募になじむのかというようなところも、せんだっての委員会でも御指摘いただいたところございまして、次回の指定管理の応募に際しまして、これからまだ時間がありますので、そのあたりを十分検討してまいりたいと思っております。

○坂口委員 あの1回目のは、420点と、はるかに低い点数だったと思うんです。だから、内容がわかってきて、単独になり始めた。だから、これは、その流れでいくんじゃないかということは、大方……。絶対とは言い切れませんが。

そうなったときに、地方自治法の契約に係る精神といったときに、金額比較というものが出てくると思うんです。でも、金額比較も競争がなければできないと。設計した金額でやらざるを得ないというところで。

3つの方法を自治法は認めてますよね。条件付きの競争入札と、それから、見積もりだったですか、3つ認めて、一般競争入札から入っていくなさい。ただ、一番有利な方法を選択するというのは、随契を認めてます。それは、価格交渉をしながらの随契というもの。せっかく公認会計士もいる、それから、行政としてのベテランの金額的な積算、設計をしっかりやれる人もいる。

そこで、通常のあるべき価格というか単価、

そういったものを手に持ちながら交渉。だって、年間5億円近い金でしょう。これは、0.1%節約しても、やっぱり大きいですよ。

そういう意味で、知事の答弁でも、新年度予算編成の考え方というのは、重点的とか優先性とか、歳出に関しても、しっかり節約してるんだということを、毎回議会で言われるわけですから、それに伴ったお金に関しての感覚というものがもうちょっと……。僕は、ここでもう一回原点に戻って、契約そのもののあり方にまで踏み込む必要があるんじゃないかなと。これは、このままいくことが……。そして、そういったことを検討した結果、なおかつこれでいいってなれば……。質の問題も出てきますから、質を落とすことはできない。

でも、そこに何らかの形の、競争が入り込んでこないと。それは、価格で競争する、質で競争する。あるいは、信頼性なり過去の実績で競争するという、何らかのものを県民に、タックスペイヤーに説明できる——こういう視点から最善の契約に至りましたというものがないと。予定としてこれだけ金がかかるだろうっていつて、ここで設計される金額は、これ以外じゃないというんじゃないかと、ひょっとすればこれぐらいかかりますよというのを設計していただければ。

そこに、中身として、どういった質のものをやってくれるか、県に提供してくれるかという審査項目と同時に、どれぐらいの価格を提示して——そこに価格というものが入ってきての質とコストです。それを両方提示して、そこで随意契約で交渉していくというやり方。これは、地方自治法はとめてないわけですから、そこらも考えていく必要があるんじゃないかなと。検討課題としてお願いしておきます。

○井手総合政策課長 指定管理者の制度そのものにつきましては、これは、総務部の行政経営課の所管で、全体の調整をしております。

委員がおっしゃるような、特にこの県立芸術劇場みたいなところに関して、なかなか競合相手が出てこない。その中で、いかに競争性を確保しながら適正価格を保って、しっかり質を保つかという課題があることは、総務部にしっかり私どもも伝えておりますし、指定管理者制度の選定方法につきましても、総務部でいろいろと今、検討も始まっていると聞いております。

さらに、こちらからもいろいろ意見を言っておきたいと思っております。

○新見委員 フードビジネス推進課長にお尋ねします。ひでじビールさん、始められて、もう20年近くになると思うんですが、これまで紆余曲折あったかもしれませんが、地道に地ビールをつくってこられ、今回、この交付金を活用して新たな取り組みをされるわけですが、将来的にはこちらに移行されるという考えでよろしいんですか。

○黒木フードビジネス推進課長 ひでじビールさんは、国内・国外に向けた販路開拓に、今、取り組んでおられまして、そうした中で、今回、こういう新事業に取り組まれるということになります。

直近でいうと、大体1億4,000万円程度の売り上げだったわけですが、この事業を導入することによって、売り上げ5億円の企業を目指していくという考えであります。

○新見委員 この新たな取り組みという部分で、例えば、県内産の大麦を使うことも、新たな取り組みになるんですか。

○黒木フードビジネス推進課長 これも、新たな取り組みであります。現状としては、材料の

多くを海外産の大麦に依存している状況にあります。そうした中で、県内産大麦を使うことで、安全・安心な県内産大麦のPR。そしてもう一つは、県内産を使うことで、フレッシュな麦芽を使った地ビールがつかれるという商品上のPRもできるわけです。そうした点で、この事業は新規性のある事業であると考えております。

○新見委員 これも地ビールの分野に入ると思うんですが、地ビールの将来性というのは、しっかり見ておられるんでしょうね。

○黒木フードビジネス推進課長 確かにビール業界全般に厳しい面があるかと思えます。

ただ、そうした中で、地ビールの市場の状況といいますのは、2009年から毎年10%を超える成長を続けております。また、アメリカにおきましても、地ビールの需要がふえております。

そうした中で、海外に進出した地ビールメーカーは、今のところございませんので、そうした点では、かなりの需用が見込めると、私どもは、ひでじビールの今回の取り組みを期待するところであります。

○新見委員 わかりました。

○丸山委員 私も、フードビジネスでお伺いしたいんですけど、同じようなものをつくるに当たって、以前は企業名を出さずに審議をして、非常に混乱を招いた時期がありました。今回はちゃんと企業名も出しているんで、非常にわかりやすいと思っていまして、今後ともこのような形でしていただきたいんですが、税金がもとですので、しっかり成果が出るようにフォローアップをしていただきたいということを、前回、同じような案件で言ったことがあるんです。ただ単につくるだけじゃなくて、今後のフォローアップ。今、新見委員が言われたように、今後地ビールが伸びていくのかとか、ちゃんと流通

ができていくのかとか。フォローアップが、今後、重要になっていくと思ってます。

フォローアップ体制はどう考えていらっしゃるんでしょうか。

○黒木フードビジネス推進課長 この事業の申請から、採択、今後の事業実施に関しましては、エコロについては農政水産部、そして、ひでじについては商工観光労働部と十分これまで連携してやってきておりますし、今後のフォローアップも十分にしていきたいと考えております。

○丸山委員 ひでじビールさんは、ミラノにも行かれたりして、新規も頑張ってる、ミラノに行ったほかの企業も、十数社あったものですから、そういった企業も、ひよっとしたら、ここにいう新規性が高くてというものが有り得るんじゃないかなと思ってるんです。関係機関にいろいろPR説明はしましたが、2社しか上がってこなかったと。ちょっと物足りないなと思ってるものですから。今後ともこの交付金事業は続くと認識しているのか。であるんだしたら、もうちょっとPRの仕方も……。全国で5事業しかなかったということになると、ちょっと物足りない気がするし、宮崎県でもっとふやしてほしいかなという気持ちもあるものですから、PRの仕方を……。ものづくり交付金も、しっかりおろすことによって、宮崎県でかなり数が出たというのもあったものですから。

そういう、情報のおろし方、国の事業でぽーんと出てきて、それをちゃんとおろしてるのかな。情報がどういうふうに行ってるのかがわかりづらいもので、その辺の工夫を今どのようにやってるのかをお伺いしたいと思います。

○黒木フードビジネス推進課長 PRについて申し上げれば、制度発足時に金融機関や市町村や関係団体等を集めての説明会をやりまして、

そして、国の公募があった時点で、そういうところにはお知らせしております。

それと、先ほど私の説明が悪かったのかもしれませんが、5事業と申し上げたのは、全国で都道府県事業が5事業しかなかった。その中で、宮崎県が2事業ということでございます。

そういうことで周知しまして、るる問い合わせなりは参るんですけども、この事業が、十分に活用されていない地域の資源を活用して、かつ事業性が認められる。ビジネス上、十分成り立つ事業、そして、金融機関の融資が確保されていると。こういった、割と、採択に当たって、なかなか事業要件が厳しいものがあります。

私どももいろいろ助言をし、そうした中で、最終的に採択にかなうようなものとして、この2事業を上げておるところでございます。

この事業は、確かに上限5,000万円という、相当程度多額の資金が活用できるということで、本県では、この制度発足以来、県事業としましては、今回の2件を合わせまして既に5件ということで、他県と比べましても、県事業としての利用件数は多いと、私は考えております。

今後とも、国の概算要求にも上がっておりますし、来年度以降も、この事業も活用しまして、フードビジネスに関する食品メーカーの支援を続けていきたいと考えております。

○丸山委員 3つ既に立ち上がっていると。先ほど私は、フォローアップをしっかりとしてほしいですねということをお願いしたんですが、3つの事業は、予定していたような推移でうまく伸びていっているのかというのを、わかっていれば教えていただきたいと思います。

○黒木フードビジネス推進課長 25年度末に1件、そして、26年度で2件の事業は上がっておりますが、いわば実質事業はことしが1年目と

ということで、ここまでのところは事業計画どおりに進んでおりますが、まだある意味、本格的な生産にはかかっておりません。

ただ、この事業は、いずれも所管する関係部局とは十分に連携を図って行っているところですので、今後とも、このフォローというのは引き続き行っていききたいと考えているところです。

○星原委員 今回、全国で5件中、本県が2件ということなんですよね。国が制度として設けて、それぐらいしかない制度だと、使いづらいのか、何か問題があるのか、その辺もありそうな気がするんで。逆に言えば、こういうふうになれば、まだ活用する企業がふえてくるとか、何かそういう提案も国にしていけないといけなような気もするんですが、そういうことはないもんなんですか。

だって、全国47都道府県でたった5件しか上がってこないというのが……。産学官金とかかって言われたけれど、そういうので、大学との連携がとれないものだったらもう無理なのか、あるいは金融機関が。金融機関は必要になってくるかもわかりませんが、2分の1を自分のところで……。大学との連携がとれないから、その申し込みができないのか。

国の基準の決め方に……。やっぱり成長産業として、国として伸ばしていくのであれば、そういうところをもうちょっと、緩和するとか、許容範囲をこういうふうにしてほしいとか、それだったら申し込むところが、数が出てくるんじゃないか。そういったことは考えていらっしやらないんですか。

○黒木フードビジネス推進課長 他県がどういう姿勢で取り組んでいるかは、わからないところなんですけれども、少なくともうちの県においては、フードビジネスに取り組む中で、産学

官金で連携しての取り組みを発足以来、続けているところです。

ですので、金融機関に対しましても、日ごろから密な連携を図っております。そうした中で、本県の県事業については利用が多いものと考えております。

なお、もう一点申し上げれば、9月に採択された時点において、県事業としては5件であります。あと、市町村も利用できますので、市町村事業としては21件の全体では26件ということでございます。

以上です。

○坂口委員 関連してなんですけれど、宮崎が割と件数が多いというのは、評価すべきようにあるけれども、今までおくれたという見方もできると思うんです。例えば、本県再置県の折の最初の議会の議長の発言の中に、宮崎県をあらわすのに、「固有の天産に富むといえども、これを収受するの力足らず。捨ててあくたとなるもの、その幾ばくなるを知らず」って、資源はいっぱい持っているけれども、加工する方法も売る方法もなく、結局はそれを腐らせてしまってるって、もったいない話だというのが明治16年であって、その課題を引き継いだままということだと思うんです。

玉を拾い出して磨いてあげる。難しい条件の地域資源だよ、新たな商品だよと。金融機関だってこれを期待してるよというのをぼっと持ってこいと言ったって、これはなかなか難しい課題。それを百何十年も引きずってきているのが、今の現状だと思うんです。

だから、そのところに、手だてをしてあげるというか、かゆいところをかいてあげられるようなものが、他県に比べて宮崎県は必要。また、それができればおくれを取り返せるという

絶好のタイミング、チャンスが来ると捉えるべきかなと思うんです。

例えば、農政水産部が、肝いりでハトムギの品種改良をやって、画期的な品種改良ができたんです。つくった、売れない、農家が断念したとか、ほかにもたくさんあるんです。

だから、そこらをもう一回見ながら、宮崎がパテントを持ってる。だから、宮崎ならではの地域資源なんですよということ。まず、農産物でいえば、農作物で宮崎がパテントを取った品種改良登録しているようなものをもう一回、どういう目的でこの改良をやったのって、なぜ普及しなかったのっていうところを見て、可能性があるものについては積極的に、行政側から生産者側、あるいは加工業者側に働きかけていくということも……。この事業が息が長く、ここ数年の余裕があれば。

そこらをやっていくと、まだまだ玉はあるんじゃないかなと思う。今たくさん出てるからって満足するんじゃなくて、おくれたというぐあいには、反省的な視点からも見る必要があるかなと思うんですけれど、どんなですか。なかなか、難しいですか。

○黒木フードビジネス推進課長 確かにそういった点はあるかと思しますので、この事業も、これまでに利用された企業からも話を聞くなり、また、関係部局とも話をしながら、この事業を含め、その他の国の事業の利活用を幅広くできるように、そして、フードビジネスの振興を図れるように、改めてその点は研究してみたいと思います。

○井手総合政策課長 この地域経済循環創造事業は、総務省の事業で、平成24年度から始まっています。24年、25年といずれも補正で措置された事業で、本県は25年の補正のときに初めて手

を挙げました。

これについては、補正で措置されているがゆえに、採択までの期間が非常に短く、なかなか事業の掘り起こしに苦労しているのが実情でございます。

26年以降は、当初から予算措置をされておりまして、当初、総務省の事業ということもあり、なかなか周知が至っていなかったんですけども、ここ数年は非常に応募件数もふえてると聞いておりまして、競争がだんだん激化してると聞いてます。

この応募に対する本県の体制でございますけれども、商工観光労働部で、産学官金というのが非常に大事ということで、いわゆるプラットフォームという形で、それぞれの金融機関、特に本県の場合は地銀の宮崎銀行、太陽銀行が入った形での協議機関を整えてきておりまして、今後はさらにこういう事業に取り組む機運が高まっていくものと考えておりますので、引き続き手を挙げられるものに対して、掘り起こしをかけていきたいと考えております。

○丸山委員 県事業、市町村事業、また国の事業もあるのかもしれないんですが、どのようなスキームの違いがあるのか。金額が違うのか、何が違うのかを教えていただきたいのと、できればその21事業、どういうものが、今、宮崎県で上がってるのか、情報開示ができるのであれば、情報もいただくとありがたいと思っております。

○黒木フードビジネス推進課長 21事業は、他県の市町村事業でありまして、九州でいえば、佐賀市の竹や茶葉を利用した生鮮物の鮮度保持の事業ですとか、熊本のゴマその他の野菜の付加価値をつける事業ですとか、あと、指宿市でいえば、カツオのたたきを活用した事業ですと

か、そういった市町村事業が行われているということですが。

それと、冒頭おっしゃられた県事業と市町村事業の区分につきましては、県としては広域的なものを対象としているところです。

ちなみに、その事業について、申請者側で、これは県事業、これは市町村事業という形で、特に選択するわけではなく、県として補助する際に広域性が認められれば、それを県事業として申請しているところであります。

○丸山委員 ということは、交付金の5,000万円というのは、同じ事業だと理解してよろしいのでしょうか。

○黒木フードビジネス推進課長 はい、県事業、市町村事業、同じく上限は5,000万円です。

○清山委員長 ほかにございますか。よろしいのでしょうか。

それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○井手総合政策課長 その他の報告事項としまして、環太平洋パートナーシップ協定、TPP協定につきまして、11月25日に国において総合的なTPP関連政策大綱が取りまとめられましたので、この状況等について御報告をさせていただきますと思います。

委員会資料の16ページをごらんいただきたいと思っております。

まず一番最初に、1、TPP協定の概要に記しておりますけれども、この協定は、世界のGDPの約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏が構築されておまして、参加国はこの下のほうに示してる12カ国でございます。

内容としましては、物品、貿易のみならず、さまざまな分野において、高い水準の自由化及び各種経済制度の標準化を目指すものとされて

おりまして、それぞれ本県の経済また県民生活の幅広い分野に影響を及ぼすことが想定されております。

2のほうに、交渉の経過をまとめております。

平成22年、8カ国でまず交渉が開始されておまして、日本は25年に交渉の参加をしております。この段階で12カ国になったと。

平成27年10月5日、アメリカアトランタで開催されました閣僚会合において、大筋合意に至っております。

3番目でございます。それを受けた県の対応でございます。

日本が交渉参加を表明した25年3月に、知事を本部長とする宮崎県TPP協定対策本部を設置しております。

そして、大筋合意後、TPP協定対策本部会議を開催いたしまして、TPP協定に関する情報の共有、今後の対策等を協議した上で、11月12日に内閣官房TPP対策本部及び農林水産省に対しまして、TPP協定の大筋合意を踏まえた要望書を提出したところでございます。

また、国が公表しました資料や説明をもとに、本県の影響を取りまとめておまして、これを公表したところでございますが、協定内容、いまだ不透明な部分、また、発効後長期間にわたって関税が撤廃、引き下げられると、そういう品目もございまして、この影響については、今後も随時見直していくというふうを考えております。

なお、その影響、TPP協定交渉の大筋合意に伴う宮崎県の影響ということで、資料3として、お手元にお配りしております。後ほどごらんいただければと思います。

その下、4になりますが、国の対応状況でございます。

国は、10月9日にT P P 総合対策本部を設置しまして、大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針を取りまとめております。これに基づきまして、11月25日に総合的なT P P 関連政策大綱が策定されております。

その大綱の内容でございますけれども、17ページをごらんいただきたいと思っております。

このペーパーは、国が作成した総合的なT P P 関連政策大綱の概要を説明する資料でございます。

上の段の2番目の黒丸にありますように、政策大綱は、T P P の効果を真に我が国の経済再生、地方再生に直結させるために必要な政策及びT P P の影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするものであるというふうにしております。

具体的な内容につきましては、下の段の4つの項目に分かれております。

まず、左側の欄でございますが、「新輸出大国」と表題がある部分でございます。

T P P 協定による市場アクセスに係る諸条件の改善や各種手続の簡素化等により、安心して海外展開をすることが可能になると見ておまして、従来、大企業が中心と思われておりました輸出に関して、地方の中堅中小企業も積極的に参加をすることが期待されるようになっております。

項目としましては、枠内に記載されてますとおり、丁寧な情報提供や相談体制の整備、また、新たな市場開拓、グローバル・バリュー・チェーンの構築の支援というのが挙げられております。

次に、中央の欄、「グローバル・ハブ」と表題のある部分でございますが、これにつきましては、日本から海外へ、海外から日本へという双

方向の投資・貿易が活発になると。そのことによりまして、貿易・投資の国際中核拠点という、グローバル・ハブと銘打って、これの持続的な成長を目指すものとしております。

T P P は、さまざまな国々から成る経済連携でございますので、各国のさまざまな企業、産業と連携することで、我が国全体としての生産性向上につなげていくと国はしておまして、この中身としましては、現実の企業、事業者を支援する施策が上げられているところでございます。

この中におきましては、特に地方においても、地域単位でグローバル・ハブを目指すことを目的に、地域の稼ぐ力を強化する施策が盛り込まれるというふうになっております。

次に、右側の欄、「農政新時代」という表題のある部分です。

これにつきましては、農政水産分野について、意欲ある農林漁業者が、安心して経営に取り組み、確実に再生産が可能になるような経営安定・安定供給への措置の充実を図ることとされております。

内容としましては、担い手対策等の体質強化対策、また、重要5品目に係る経営安定対策等を講ずるとされております。

中央の下の欄に、もう一つ、食の安全、そして知的財産というところがございます。これにつきましては、このような項目に対して、国民の懸念や不安を払拭するための措置、体制の整備を行うということが盛り込まれております。

詳細の説明につきましては割愛させていただきますけれども、畜産における経営安定対策、また、クラスター事業等、本県が11月12日に要望した項目の多くが反映された内容となっております。

最後に、ペーパーには記載しておりませんが、今後の対応につきまして、少し報告させていただきたいと思っております。

施策の実施に必要な経費につきましては、予算の編成過程において検討すると、国はしておりますが、今後、国において編成されることとなる平成27年度補正予算、また平成28年度当初予算で国が打ち出す事業を、本県としても積極的に活用してまいりたいと考えております。

また、今ごらんいただいている17ページ目の上段の黒ポツの3つ目に書いてあるんですけども、大綱に基づく施策を一層進めるために必要となる施策については、28年秋を目途に政策の具体的な内容を詰めると国もしておりますが、引き続き国の打ってくる施策に向けての要望等も続けていかなければならないと考えております。

また、加えまして、経済効果の分析結果を国は年内には公表する見込みでございますので、これを受けまして、今後、県としましても本県の影響を分析し、さらにこれを踏まえた形で必要なTPP対策、措置を検討・実施していくことになろうと思っております。

TPPに関しましては、まずは今後の発効までの手続をきちんと押さえていくこと、さらには、仮にTPPの協定が発効したとしても、関税の撤廃・引き下げにつきましては、長期間に及ぶことから、本県としても長期的な視点に立った対応が必要であると考えております。

報告は、以上でございます。

○野口総合交通課長 総合交通課でございます。

常任委員会資料の19ページをお願いいたします。

宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の改定についてでございます。今回、その素案がまとま

りましたので、御報告させていただきます。

まず、1の改定の趣旨であります。この戦略は、平成23年3月に策定されました宮崎県総合計画未来みやざき創造プランに基づきまして、また、同年6月に策定されましたアクションプランに定められました交通及び物流に関する施策を効果的に展開していくために、具体的な取り組みを体系的に示すものとして策定したものでございます。

ことし3月に長期ビジョン及び7月にアクションプランが改定されましたので、これを受けて、今回、改定するものでございます。

また、改定に当たりましては、9月に策定されました宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容を踏まえすほか、来年春に予定されております東九州自動車道の北九州・宮崎間の開通、香港・台湾線などの国際航空路線の充実、さらには細島港等の港湾施設の整備など、本県の交通及び物流を取り巻く環境の変化を反映させることといたしております。

次に、2の主な視点についてでございます。

これは、今回の改定に際して反映させることとします宮崎県の交通・物流を取り巻く環境の変化について、その主な視点を整理したものでございます。

まず、人口構造につきましては、自然減と社会減の同時進行により、人口減少が加速化をいたしております。

観光では、台湾・香港線などの国際航空路線の充実やクルーズ船の寄港などにより、外国人の旅行客が増加してきております。

経済・産業では、経済・産業活動が広域化した今日、国内外との人・物などの交流拡大がさらに必要となってきております。

また、交通・物流インフラにつきましては、

東九州自動車道や細島港などの重要港湾の整備、交通系ICカードの導入、路線バスを利用した宅配便の輸送、客貨混載、長距離フェリーの神戸就航、LCCの就航などが挙げられます。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催につきましては、交通手段の利便性やおもてなし環境の向上、南海トラフ地震等への備えにつきましては、災害に強い交通・物流ネットワークの形成が求められているところでございます。

こうした視点を踏まえまして、どのように戦略に反映させるかにつきましては、次の3の改定後の概要でございますけれども、次のページ以降で御説明したいと思います。

次の20ページをお願いいたします。

左側のページが交通編、右側のページが物流編となっております。それぞれ現状と課題を踏まえまして、共通の目指す目標、みやぎのまち・ひと・しごと創生を支える交通・物流ネットワークの形成に向けまして、取り組みの基本方針に基づき戦略を定め、各種の取り組みを進めることとしております。

この目指す目標につきましては、この戦略が宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、総合戦略におきます交通・物流の目指す施策の方向性に関して具体的な取り組みを示すというものでありますことから、このように設定したところでございます。

まず、中ほど左側の地域公共交通活性化戦略では、県民生活や地域を支える交通網の構築を基本方針とし、これを戦略の1から3に分類いたしております。

この主な取り組み例として、右側に書いてございますけれども、例えば、3つ目のポツにございますように、路線バスを活用した宅配便の輸

送、客貨混載によるバス路線の維持。その下のコミュニティバスなどの地域のニーズに合った交通手段の導入により、小さな拠点の形成などに取り組んでまいりたいと考えております。

次の広域国際交通活性化戦略では、国内外との交流を活性化させる交通網の構築を基本方針とし、これを戦略の4から6に分類しております。

右側にあります主な取り組み例として、中ほど、それから下から2つ目のポツにございますように、国内及び国際航空路線の充実に向けた取り組みでありますとか、一番下のクルーズ船に向けた港湾機能の充実や積極的な誘致活動などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、最後の安全安心交通戦略では、安全安心で誰もが利用しやすく、人に優しい交通網の構築を基本方針とし、これを戦略7と8に分類しております。

右側にございます主な取り組み例として、2つ目のポツにありますように、災害に備えた関係機関の連携でありますとか、その一番下の交通系ICカードの普及及び利用可能エリアの拡大などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、右側の21ページの物流編についてでございます。

資料中ほど、左側でございます物流網構築戦略では、県内産業を支える物流網の構築を基本方針とし、これを戦略の1から3に分類しております。

右側にございます主な取り組み例として、2つ目のポツにありますように、増加貨物や船舶の大型化に対応した港湾の整備でありますとか、その下のトラックドライバーなどの物流を支える人材の確保などに取り組んでまいりたいと考

えております。

その次の物流効率化戦略では、物流効率化の推進を基本方針とし、これを戦略4と5に分類しております。

主な取り組み例として、2つ目のポツにございますように、荷主、物流事業者の連携による輸配送の共同化でありますとか、その下の鉄道・海上輸送のモーダルシフトの推進等に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、共通戦略として、荷主や輸送機関、行政などが、物流課題等について協議する場を設け、本県物流の効率化を推進することといたしております。

資料の19ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

下のほうに、4の戦略の期間ということで書いておりますけれども、平成28年度を初年度とし、目標年度を宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略と同じ平成31年度に設定したいと考えております。

最後に、5の今後のスケジュールでございますが、12月中に物流関係の企業などから、本戦略の改定に関しまして意見をお聞きする予定としておりますし、また、パブリックコメント等も実施することとしております。

1月に、宮崎県交通・物流対策推進本部の幹事会において審議し、2月に同本部会議において審議の上、決定し、3月のこの常任委員会において御報告させていただきたいと考えております。

なお、別冊の資料1で、素案をお配りしております。今後、今申し上げました物流関係者等からの意見を踏まえまして、修正等が見込まれるところでございますけれども、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○石崎中山間・地域政策課長 それでは、当課から2件ほど御報告させていただきます。

まず、資料の22ページをごらんください。

祖母傾山系周辺地域のユネスコエコパークへの登録に係る申請書概要の審査結果等についてでございます。

まず、資料の1、ユネスコエコパークの概要でございますが、ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的として、1976年にユネスコが開始した制度でありまして、自然環境の保護・保全を行う核心地域、核心地域を保護するための緩衝地域、人と自然が共生する移行地域の3つの区域を設定いたしまして、各種取り組みを行うものでございます。

2の登録に向けたこれまでの取り組みでございますが、この地域の貴重な生態系の保全や地域資源の再認識による知名度向上、交流人口等の増加を図ることを目的といたしまして、昨年度から本県の関係の市町、大分県及び大分県関係市と連携し、登録に向けた取り組みを進めているところでございます。

主な取り組みを記載しておりますけれども、ことしの2月に本県と大分県の関係自治体の市長、町長を中心とする大分・宮崎推進協議会を設立して以降、両県が連携して取り組んできておりまして、ことし8月にはこの地域の取り組みのテーマや3つの区域設定などといった基本的事項を記載しました申請書概要を日本ユネスコ国内委員会——文部科学省が事務局でございますが——そちらへ提出いたしました。

この地域では、22ページの下のほうにございますけれども、地形や自然的特徴、神楽などのこの地域に共通する文化などを踏まえ、「尖峰と

溪谷が育む森と水、いのちの営みを次世代へ～自然への畏敬をこめて～」というテーマのもとで取り組んでいくこととしております。

また、先ほど申しあげました区域設定でございますが、資料の24ページ、それから25ページを参考でござんいただきたいんですけども、25ページのほうに、「エコパークについて」という参考の資料がございます。その中ほどに図がございますが、まず、核心地域という本当に保護・保全していくべきものが、生態系、ございまして、その周りを取り巻くようにして緩衝地域、核心地域への影響を減らすための地域を設定いたします。

また、その外側に移行地域としまして、人が生活し、自然と調和した持続可能な発展を実現する地域を設定することとなっております。

24ページが、今回考えております祖母傾山系でのエリア設定でございますが、白黒で申しわけございませんが、一番黒い部分が3カ所ございます。祖母山、傾山、大崩山にそれぞれございますが、こちらが核心地域、その周りのちょっと薄い部分が緩衝地域でございまして、これは、林野庁が自然環境の保全等を目的に指定している森林生態系保護地域と同範囲で設定しております。

また、移行地域につきましては、関係市町の各地域での取り組みなどを考慮して設定しているところでございます。

それでは、資料の23ページにお戻りいただきたいと思っております。

3の申請書概要の審査結果でございます。

8月に提出いたしました申請書概要は、本番の申請に備えてこういう内容で申請をいたしますよという、概略をまとめたものでございますけれども、11月5日に日本ユネスコ国内委員会

MA B計画分科会が開催されまして、この地域の申請が適当であるかについて審査が行われました。

この審査において、分科会の所見に対応しつつ、平成28年のユネスコへの申請に向けて準備を進めてよいとの結果になりました。

ただ、分科会でも、大きく分けまして、2点ほど所見をいただいているところでございますが、今後、これにしっかり対応していきたいと考えております。

最後に、4の今後の予定でございますが、まず、来年2月末までに申請書の案を、日本ユネスコ国内委員会へ提出し、分科会や関係省庁による内容の確認、指導を受けつつ、8月までに正式な申請書の和文及び英文を提出することとなります。

そして、9月に国内での最終審査の後、ユネスコへの推薦が行われ、早ければ平成29年の夏ごろにユネスコにおいて審議・決定が行われる予定となっております。

今後、引き続き関係市町や大分県などの関係機関と連携し、登録に向けて取り組んでいきたいと考えております。

エコパークについては、以上でございます。

次に、委員会資料の28ページをござんください。

続きまして、移住・U I J ターン施策の取組状況についてであります。

本県の人口減少に対応する施策の一つとして、今年度から移住・U I J ターン施策に積極的に取り組んでいるところでございますが、その状況について報告させていただきます。

まず、1番、今年度開設いたしました宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンターにおける相談状況についてでございますが、ことし4月に東

京と宮崎に開設いたしまして、ワンストップで相談対応を行っているところでございます。

(1)の相談件数の表にございますとおり、移住相談、就職相談、合せて10月末現在で、333件の相談を受けております。

ちなみに、移住相談で比較いたしますと、前年同月末が69件でございましたところ、今年度は189件ということで、前年比で約2.7倍という状況になっております。

(2)の相談内容でございます。

一例を挙げておりますけれども、仕事関係では、50歳までにキャリアチャレンジのために農業をやりたいとか、住まい関係では、息子が宮崎にいるので2世帯住宅を建て、一緒に住みたい。その他では、気候も温かく食べ物もおいしい、ゆっくり豊かに暮らしたいといったような相談が寄せられているところでございます。

また、下の枠囲い、今年度開設してからセンターが受けて、移住等に結びついた事例を御紹介しておりますけれども、フォローアップを行った結果、移住に結びついた事例が3件出ております。

また、あわせてやっておりますU I Jターンの関係で、ふるさと宮崎人材バンク登録により、県内への就職が決定して移住に結びついた事例が6件。また、いろいろな相談を受けながら、継続的にフォローアップしている事例が33件ございます。

次に、29ページでございますけれども、一番上の(3)これまでの移住実績でございます。

これは、県、市町村等が相談を受けて移住に結びついた事例を集計したものでございますけれども、今年度は、これは9月末までの状況でございまして、半年間で42世帯、移住世帯数の把握を開始した平成18年10月からは498世帯の移

住が実現したところでございます。半年間で42世帯ということで、例年より早いペースで移住世帯数がふえていると見ております。

参考としまして、平成18年度以降の移住世帯の実績の性別、年代別、前住所等のデータを載せておりますけれども、年代でいいますと30代が最も多く、次いで20代。前住所、表の右側になりますけれども、関東が最も多く、次いで九州・沖縄と。移住先では、県央が最も多く、次いで県南という結果となっております。

次に、(4)ふるさと宮崎人材バンク登録数でございまして、このふるさと宮崎人材バンクでは、県外の方で、宮崎県に転職・就職を考えている方と県内企業とのマッチングをサイト上で行っておりますけれども、掲載企業の開拓等に積極的に努めておりまして、4月以降、表にございますとおり、掲載社数、掲載求人数ともふえておりまして、10月末時点で、掲載社数357社、掲載求人数542件という状況でございます。

また、あわせて、東京都内大学等への活動等も行っておりまして、都内の国立・私立大学へセンターの開設とか、いろいろなセミナー等を開催しておりますが、そういったイベント情報の広報、あと、就職相談会の開催、あるいは宮崎県人会や宮崎県の学生寮への訪問等を行っているところでございます。

次に、その下、2の移住セミナー、相談会等の状況についてでございます。

多くの人に宮崎県の状況等を御理解いただくために、各種セミナー等を開催しております。

(1)に挙げておりますとおり、移住関係、U I Jターン就職関係、あとは就農相談、就農講座等を開催しておりまして、(2)の実績にございますとおり、現在までのところ、各種の開

催によりまして、810人の参加をいただいているところでございます。

今後、移住関係をそれぞれ開催していくこととしております。

次に、資料の30ページをお開きください。

一番上の3の県の補助事業を活用した市町村の取組状況でございますが、県といたしましても、市町村に対して補助を行いまして、それぞれの取り組みを支援しているところでございますが、都市部でのセミナー・相談会への参加に対する助成では、これまでのところ都城市、西米良村など、14市町村が活用して参加しております。

また、(2)にございますお試し滞在につきましても、西都市、高原町など5市町村が活用しております。

また、空き家等情報バンクについても助成をしておりまして、宮崎市、えびの市など9市町村で、また(4)、これは今年度から拡充した部分でございますが、移住者へのフォローアップ体制づくりにつきましては、日南市、小林市など6市町村が活用しているところでございます。

また、4にございますとおり、県も移住・農林業体感ツアーというものを、今年度、実施しておりまして、先ごろ、11月21日から23日にかけて、第1回を西都市及び西米良村で実施いたしました。20名の定員に対して18名の参加をいただきまして、参加者からは、「ほとんどが初めての経験ばかりで、とても新鮮だった」、あるいは「宮崎に移住を考えるよい体験となった」といったような感想をいただいているところでございます。

今年度は、あと1回開催したいと考えております。

それから、5番の宮崎県移住・U I Jターン

促進協議会についてでございますが、全県を挙げて県内への移住・U I Jターンを促進するための協議会を設立いたしまして、第1回総会を11月5日に開催いたしました。

(2)の構成団体、表にございます25団体が参加しております。

この協議会本体以外に、地区別会議、ワーキングチーム等も開催することとしておりますが、今後は、本県ならではの特性や強み、魅力をプロモーションする日本のひなた宮崎県のキャンペーンと一体となって、「あったか宮崎ひなた暮らし」というのをキャッチフレーズとしまして、積極的に情報を発信し、本県への人の流れをつくり出していきたいと考えております。

次に、資料の31ページでございますが、移住情報サイト及びガイドブックのリニューアルについてでございます。

移住情報サイトのリニューアルにつきましては、これまで①の目的にもございますとおり、移住・U I ターンに関する実態調査結果におきまして、移住等をする際に必要なサポートとして、総合情報サイトを挙げた方が最も多い結果となっております。この委員会でもいろいろと御指摘いただいていたところでございますが、移住希望者へのニーズに沿ったより有益で使いやすく、日本のひなた宮崎県のイメージに合った、宮崎ならではの移住ライフスタイルを効果的に全国に発信できるサイトとしてリニューアルを行いまして、11月25日に公開したところでございます。

別添の資料2として、サイトのイメージを載せております。もうこれは、実際に動いておりますが、3枚つづりになっておりますが、3ページ目がリニューアルするまで運用していたサイトでございます。このサイトも、実際の移住

者の方の「顔」が見えるサイトでございましたけれども、移住者の求める仕事とか、住まいとかいった情報が、ページの上にちょっと小さく出てるということで、いろいろと御指摘をいただいております。

そこで、今回の改善内容でございますけれども、委員会資料の31ページの③主な改善内容でございますとおり、タイトルデザイン、まずサイトタイトルを「あったか宮崎ひなた暮らし」に変更して、日本のひなた宮崎県のイメージに合ったデザインに変更したということ。

また、ページ構成につきましても、仕事、住まいの情報への入り口をトップページ上で、わかりやすく配置するなど、できるだけ少ないクリック数で目的のところに行けるというようなところを、改善を図ったところでございます。

また、(2)にございますとおり、移住ガイドブックもリニューアルいたしまして、新たに内容を簡単にまとめたリーフレットも作成することにしております。

これも、やはり日本のひなた宮崎県のイメージに合ったデザインに一新するといったことをございまして、12月11日に発行したいと考えているところでございます。

中山間・地域政策課の説明は、以上でございます。

○村上生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課のその他の報告事項について御説明いたします。

まず、委員会資料の32ページをごらんください。

宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の改正についてです。

改正の背景等につきましては、消費者安全法——これは、消費者の被害を防止し、その安全

を確保するための基本理念やさまざまな方策等を定めた法律であります——この法律が平成26年6月に改正され、県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例で定めることとされたところです。

このため、国が示す参酌基準を踏まえまして、既存の宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例を改正し、所要の事項を盛り込むこととしたものであります。

条例で定める事項としましては、消費生活センターの名称及び住所、消費生活センター長及び職員の配置など、消費生活センターの組織及び運営に関することと、消費生活相談等により得られた情報の安全管理に関することです。

今後の予定といたしましては、平成28年2月に、学識経験者、消費者代表、事業者代表、行政等から成ります消費生活対策審議会に報告した後、2月定例県議会におきまして、条例改正議案を提出したいと考えております。

以上です。

○壹岐交通・地域安全対策監 次に、委員会資料の33ページをお開きください。

第10次宮崎県交通安全計画の策定について、御説明申し上げます。

まず、趣旨となりますが、交通安全対策基本法第25条において、都道府県は国の基本計画に基づき、交通安全に関する総合的な施策を定める計画を5年ごとに作成することが義務づけられているところでございます。

このため、第9次計画に続いて、現在、国が策定中の基本計画に基づき、平成28年度を始期とする第10次宮崎県交通安全計画を策定するものであります。

計画の期間は、平成28年度から平成32年度ま

での5年間となります。

計画の概要は、本県における交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものですが、理念、目標、戦略によって構成され、計画の最終年の平成32年までの交通事故死傷者数等の目標数値を設定し、そのために講ずべき対策を示すこととしております。

また、計画の基本理念は、「人優先」の交通安全思想を基本とし、交通事故を構成する3要素、人・交通機関・交通環境に対する各種施策の推進、情報通信技術の活用、救助・救急活動及び被害者支援の充実などにより、交通事故のない社会を目指すこととしております。

今後の予定となりますが、関係機関・団体への照会、意見聴取等を経て、平成28年2月にパブリックコメントを実施し、平成28年5月に県、警察本部、市町村、運輸支局、JR等がメンバーとなっている宮崎県交通安全対策会議で計画を審議・決定した上で、6月定例県議会総務政策常任委員会に報告させていただきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○神菊文化文教課長 同じく資料の34ページをごらんください。

最後になりますが、今年度の若山牧水賞の受賞者について御報告させていただきます。

本賞は、本県出身の国民的歌人、若山牧水の業績を長く顕彰するため、短歌文学の分野で傑出した功績を上げた者を表彰することにより、短歌文学の発展に寄与するとともに、心豊かな文化意識の高揚、本県のイメージアップを図ることを目的としておりまして、平成8年に創設されたものであります。

主催は、県、県教育委員会、宮崎日日新聞社、延岡市、日向市でございまして、運営委員会を

組織し、実施しているところでございます。

対象としましては、前年の10月1日から当年の9月30日までの1年間に刊行された歌集及び若山牧水論の著書でございます。原則として、毎年1名を表彰することとしております。

なお、選考に際しては、記載のとおり、我が国を代表する4名の歌人をお願いしているところであります。

今回は、第20回目の節目を迎えたところではありますが、受賞者は、埼玉県在住の歌人で、早稲田大学教授の内藤明氏の歌集「虚空の橋」に決定いたしました。

内藤氏は、これまで、平成16年に第54回芸術選奨文部科学大臣新人賞並びに第9回寺山修司短歌賞、平成26年には、第50回短歌研究賞を受賞しておられます。

今後の予定でございますが、授賞式等を来年2月8日、受賞者による学校訪問並びに受賞者記念講演会を、その翌日の2月9日にそれぞれ行うこととしております。

なお、受賞作品の中から、選考委員より選んでいただいた20首を、次の35ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。

○清山委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○坂口委員 物流ネットワーク戦略に関して、20ページです。海上交通の現状と課題のところ、他航路との競争等が整理の視点で出てますけれど、県外他航路との競争と、もう一つ、県内3つの重要港湾内での他航路との競争という。これは、競争ではなくて、すみ分けということになっていくんだろうと思うんです。

その中で、油津港が気になっているんですけど、油津港自体は、位置づけとして、今後ど

んな役割を担っていくことになるんですか。

○野口総合交通課長 県土整備部の港湾課等との意見交換におきましては、県南地区の窓口と申しますか、物流拠点というふうに、それぞれ重要港湾を分けておられますけれども、特にここで、他港との競争という表現を使っておりますが、志布志港あたりとの役割分担ですとか、もちろん連携を図る部分もありますし、競合する部分もあろうかと思えます。

そういった中で、最近では、油津港ではクルーズ船等の入港もございます。そういった面等もありますので、また港湾課等とも連携しながら進めてまいりたいと思っております。

○坂口委員 今言われたように、一つは志布志港との競争があると思うんです。競争というのは、施設としての競争、その施設がいかにくぐれているか、あるいは地の利の競争、そこが宿命的に持っているものが一つ出てくると。今度は、支援のあり方です。補助金なり、それから、減免なりという、そういった支援のあり方の2つ。これは、その都度やっていくのと、宿命的にどうしようもない施設のグレードと申しますか、あると思うんですけれど。

グレードでの、志布志あたりとの競争を考えたときに、油津の役割は木材とか、それからチップ。木材は、入りと出ですね。あと、クルーズ船あたりとなってくるのかなと思ったとき、あそこに投資をしていってる整備費用に比べて、敷地の面積が余りにも狭過ぎると思うんです。使える用地、スペースがほとんどないんです。

あそこはもう、条件的に背後地が狭いという条件があるから、いかんともしがたいものがあるのかもわからんけれど、そうなるとやっぱり埋立地を確保していくという。1キロ防波堤を延ばすなり、突堤を延ばすなり、いろんなこと

をするのに費用は一緒ですから、問題はどの方向に防波堤を出して、残った海面を埋め立てできるかどうかで。

僕は、ここは面を確保していかないと、投資するのにもったいないと思うんです。でないと、もう幾らあそこに金かけたって、新たにあの港の敷地を使おうとしたって、敷地がないんですよ。

県は、これから木材を大いに、県産材の活用とか、国外に向けてまで出していこうという計画を持っているんですけど、その材木がどの道を通って、どこに持って行って、どういう手段で海外へ。こんな重量とか量だけ多く、単価が安いものを飛行機に載つけるわけにいかんですよ。どうしても船ですよ。

だから、そういったことを考えたら、せっかく投資するのに、その視点から今度の計画はやって行って、そこらを県土整備部と十分やりながら。県土整備部は、ものづくり屋さんですから、いいものを、しっかりした構造物をつくるという視点からは強いかわかんないけれど、将来、宮崎がどの方向を向いて、どうやっていくんだということを、用地を確保していくという視点が、あそこはちょっと、それが欠けてるんじゃないかという気がするんです。本当に面積がないです。それをぜひ。広い視点から、今度の整備計画はやってほしいなと思えます。

○野口総合交通課長 御意見等を踏まえまして、県土整備部とも十分協議をして、対応してまいりたいと思っております。

○丸山委員 鉄道のことでお伺いしたいんですが、素案の30ページに、東九州新幹線に向けた取組と明記されているんですけども、我々、前回の補正予算のときにいろいろ議論したんですが、かなり前向きに書いているような感じがす

るんです。これは、現実を見据え、議論を行いながら取り組んでいきますということを書いているんですが、まだ、どういう調査をされてるのか、結果も出てない中、このような書き方を続けていくのか。これでいいのかなど、議論を……。今書いているのが、前向きに取り組みますというような感じに見えてしまうものですから、どうなのかなと思います、そのところを説明していただくとありがたいと思います。

○野口総合交通課長 この表現につきましては、アクションプラン、長期ビジョンに合わせてございまして、先般、9月議会等々でのいろいろな御意見を踏まえまして、市町村や県民等との現実を見据えて幅広く議論を行いたいです。そういった中で、今後、取り組んでいきますという表現にしているところでございます。今、調査をやっているところでございまして、来年度以降、そういったものをベースに、またいろいろ幅広く議論を深めてまいりたいと思っております。

○丸山委員 調査結果がまだはっきりしてないものですから、我々にも、早目早目に情報をいただきながら、やっていただきたいと思っております。

というのは、新幹線、在来線がかなり厳しくなって、地域交通がぐちゃぐちゃになってしまうんじゃないかなという懸念を持ってしまうもので、その調査は在来線を含めてやられるということでしたが、絵に描いた餅になるんじゃないかという気がして、人口減少がどんどん進む中で、どうやってこの物流ネットワークをやっていけるのかなという懸念があるものですから、鉄道のみならず、ほかのものも人口減少というすごく大きな前提で、どう描いていくのか。

また、今、まち・ひと・しごとの総合戦略と連携しながらやっていかなくちゃいけないとい

うことで、これまでと違うような物流ネットワークとの計画、構想をやっていただきたいと思っているので、その辺の視点は入っていらっしゃるのでしょうか。

○野口総合交通課長 まさに今、委員が御指摘のとおり、人口減少という視点をまず第一に踏まえましょうということで、先ほど御説明申し上げました委員会資料の2の主な視点のトップのところ、人口構造を、これは項目ですけども、書かせていただいたところでございまして、そこをまず念頭に置きながら、どういった施策を進めていくかにつきましては、この計画の中でしっかりと反映させてまいりたいと思っております。

○丸山委員 いずれにしても、今後、高齢化も進んでいきますので、そのときに、交通弱者をどうやっていくのかというのが、非常に大きな問題になってくるんだろうなと思っております。それも、しっかりと対応をお願いしたいと思っております。

○坂口委員 U I J ターン関係で、前から何度か言ってきているんですけども、フォローアップ、平成19年度からかな——の入り込みというか、移住世帯がカウントされて、この人たちのフォローアップ、これは、その後どうなっていますか。何度か委員会で発言したことがあるんですけど。

○石崎中山間・地域政策課長 これまで御指摘いただいた事項としまして、まず、どうやって移住者を把握していくのかというものもございまして、それに基づいて、移住した後にどのようにフォローアップをしていくのかというところが主な御指摘であったと思っております。

移住した後のフォローアップ、これは、移住前もでございまして、資料の30ページにござい

ますとおり、そのフォローアップ体制づくりを大きな課題と捉えまして、県の支援策の中で、フォローアップ体制づくりを行う場合は、補助の最高額を増額するという行っておりまして、今年度、6市町村が設置、利用しております。その中で、相談員とかを設置しながら、フォローアップに努めているところがございます。そういった意味で、フォローアップ体制も、徐々に充実してきているところがございます。

また、移住者の把握、これが、個人情報等の問題もございまして、一番難しいところなんですけれども、今後、市町村等とも、地区別会等を通じまして、その把握の仕方について検討していきたいと考えておりますが、例えば、都城市でございまして、匿名で任意のアンケートを窓口で行うといったところも出てきておりまして、今後、そういった方法等も……。あと、他県の状況なども参考にしながら、まず、できるだけ移住してきた段階で把握して、フォローアップにつなげていきたいと考えております。

○坂口委員 個人情報の限界とか、そういったものもあるのかもわからん。そうでなくても、せっかく帰ってきたけれど、以前から言ってるように、ここに50代までにキャリアチャレンジのために農業と、いうことも書いてあるんですけど、僕が見てきているのは、農業で移住してきた人、若い夫婦とかがあこがれて……。その人たちがいつの間にか、もうやれなくなって、出て行ってしまってるっていう……。これはやっぱり避けさせるべきだと。その人らを、かなり厳しい環境の中に追い込むということに、結果的になっていくわけですから、そこらは、もう見りゃあわかるだけのことで。

そういった人たちを検証していくことによつて——例えば、消費者の感覚で、都会にいた人

がこちらに来て、出口を持って宮崎に来て農業をやれば、これは、成功すると思うんです。差別化、区別化をして、ちゃんと出口を持っていれば。

そういったものを検証していくことによって、こういう考え方で来た人は、起業して6次産業化までつながりましたよとかいうものを、分析していくべきだと思うんです。

宮崎に誘致する場合には、フォローアップにつなげていながら、それを還元していくという、成功させる方法で宮崎に連れてこない。数合わせで、実績づくりだったら、それはやっぱりいけない行為ですよ。その人がどうなろうと構わんと、連れてきた。それは、やっぱりやるべきじゃないって、そののところを今までずっと言ってきたから、これはぜひ……。

そんな個人情報なんて細かいことを言ってなくて、人が来て成功したかしないか。なぜ失敗したの、なぜ成功したの、それをやっていただいて。そして、わかれば、そこをフォローアップして行って、成功につなげるべきだって思うんです。そこはぜひ、もうちょっと踏み込んだ考え方を持ってやってほしいなと思うんです。

そういうことが、宮崎に農業で来た、あるいは他のことで来た人が、みんな宮崎にとどまって、2世、3世を宮崎にちゃんと根づかしたよということになれば、これ以上の宮崎の売りというものは、将来出てこない。空港を整備しました、観光名所ですよ、やれどうだ、暖かいですって言ったって、そんなものはみんな帰って行けば、それは宮崎の言うことほうそだということになります。

だから、将来を見据えて、この事業が、宮崎が本当に、宮崎に来ることがやっぱりいいこと

なんだって思えるような、それを形として証明できるようなことにつなげるためにも、これはぜひ、大切なことだと思っておりますので、お願いをしておきます。

それからもう一つ、ふるさと人材データバンクですか、これは、もう随分息の長い事業で、たしか、県とハローワークとの共同だったですかね。

○石崎中山間・地域政策課長 これは、県がサイトとして設置しているものでございます。県が、企業に働きかけをいたしまして、求人情報をいただいて、それを掲載してるものでございます。

○坂口委員 年間の人材データ……。ふるさと人材何バンクやったか。その事業として、総会とか協議会とか、そういったものを、以前は、ハローワークと何かをやっていたような気がするんです。

○石崎中山間・地域政策課長 実際、実務的な事業につきましては、商工観光労働部で実施しておりますけれども、先ごろ、宮崎労働局と県が連携の協定を結びまして、一体となってU I Jターンと、あるいは就職の場の確保のために取り組みを行っていくということでございますので、ふるさと宮崎人材バンクに限らず、さまざまな取り組みを労働局とも連携しながら、あるいは市町村とも連携しながらやっていくこととなっております。

○清山委員長 済みません、12時になってしまったので、ここまでとして、その後は午後でよろしいですか。(発言する者あり)

今の続きでございませぬか。それか、ここで一旦……。(発言する者あり)

○坂口委員 続けていいですね。

○清山委員長 はい。

○坂口委員 とにかく、何らかの事業をやると思うんです。登録をして、それをハローワークと、年1回の協議をやってから、何らかの形でお世話をしていたと……。ほとんどが待ちの姿勢だったんです。今もそうだと思うんです。

この中にそれを組み込むべきじゃないかっていうこと。あれに登録する人たちは、特殊な技能とか技術とか資格を持った人たちが、平成の初めあたりは、ほとんどだったですよ。

だから、ただ帳簿をもって管理してるだけじゃなくて、年に1回だけ情報交換をハローワークとやっていたぐらいだったです。ハローワークのそういった問い合わせが、ハローワークに対しての求職情報があるよというところに合わせて、それが成立しなかったのがほとんど報酬だったです。東京相場で来てて、それを登録されているだけだから。

だから、それもここに組み込んで、有機的な一つの資源として使うべきじゃないかなということ言いたかっただけです。もう時間がないからいいですけど、そこをぜひ検討して、データバンクもここでやるべきじゃないかなという気がするんです。

○石崎中山間・地域政策課長 ただいまの御意見を商工観光労働部には伝えまして、今後の参考として、より一層の雇用の促進につなげていきたいと考えております。

○清山委員長 ほかにございますか。もしあれば、午後にまた再開といたしますけれども——よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時1分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○成合総務部長 総務部でございます。

それでは、本日御審議いただきます議案につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により、御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

平成27年度11月補正予算案の概要（議案第1号）についてであります。

今議会に提出しております補正予算案は、国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計で16億502万4,000円の増額をお願いするものであります。

この結果、一般会計の予算の規模は、11月補正後で7,064億4,701万4,000円となります。

今回の補正による一般会計の歳入財源でございますが、国庫支出金が4億8,763万4,000円、財産収入が32万7,000円、繰入金が9億8,506万3,000円、県債が1億3,200万円であります。

次に、2ページをお開きください。

一般会計歳出の款ごとの内訳であります。

主なもののみを申し上げます。

一番上の総務費でございますが、これは、地域での経済循環の創造を図るため、産学官金連携のもと、地域の資源等を活用し、先進的な事業を起こす民間事業者の取り組みを支援する事業を行うものであります。

次の民生費であります。これは、児童入所施設等の運営の適正化及び入所児童処遇改善を

図るため、職員の待遇改善や入所児童への学習支援の拡充等を行うものであります。

その下の衛生費でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する事業の財源といたしまして、国の交付金及び県費を地域医療介護総合確保基金に積み増すとともに、この基金を活用しまして、医療従事者の確保・定着を図る事業などを行うものであります。

農林水産業費でございますが、これは、森林整備加速化・林業再生事業の一部事業の実施期間終了に伴いまして、入札等で発生いたしました執行残を国へ返還するものや、口蹄疫発生に伴い生じた埋却地を整地し、再生活用を図る事業等を行うものであります。

土木費でございますが、河川の改修改良事業を、その次の災害復旧費は治山施設の復旧事業を行うものであります。

予算議案については、以上でございます。

次に、5ページをお開きください。

特別議案でございますが、この5ページから12ページまでになりますが、ここに記載の5ページの議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」など、7件がございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

次に、13ページをお開きください。

報告事項でございます。

損害賠償額を定めたことについてであります。

これは、県有車両による事故の損害賠償額について、地方自治法第180条第2項の規定、専決処分に基づき御報告をするものであります。

最後に、次の14ページをお開きください。

その他の報告事項でございます。

本日御報告いたしますのは、ここに記載して

おります宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

それぞれの詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○阪本財政課長 それでは、議案第1号の歳入予算につきまして、御説明いたします。

資料3ページにお戻りください。

一般会計の歳入一覧でございます。

今回の補正をお願いしておりますのは、太い四角囲み、平成27年度の11月、今回補正額の欄でございます。この歳入の内訳について御説明いたします。

まず、自主財源、財産収入、繰入金。依存財源につきましては、国庫支出金、県債等、ごらんの数字での歳入を計上しております。

詳細につきまして、4ページをお開きください。

それぞれにつきまして、内訳を記載しております。

まず、財産収入につきましては、説明の欄にございます地域医療介護総合確保基金、今回、積み増しをいたしますが、今回の分、それから年度当初に積んでいる分も一部含めまして、これらの運用利子、これにつきまして32万7,000円を計上いたしております。

2番目の繰入金につきまして、これは、基金からの繰り入れでございます。

1つ目が財政調整積立金の繰入金、今回の補正に伴います特定財源を除きました一般財源をこちらから繰り入れております。8億6,900万円余りでございます。

それから、森林整備加速化基金、償還分の基

金、それから、地域医療介護総合確保基金をそれぞれごらんの数字を取り崩し、繰り入れることとしております。

国庫支出金につきまして幾つかございますが、主なものを御説明いたします。

国庫負担金のうちの1つ目の丸、民生費国庫負担金、先ほど部長が御説明いたしました児童養護施設等の処遇改善等のための国庫支出金1億2,900万円余りでございます。

災害復旧費国庫負担金、治山施設の災害復旧に係る国庫負担金1億3,700万円余りでございます。

国庫補助金につきましては、ごらんの4つございます。今回の補正に伴う国庫補助金、合計1億5,200万円余を計上しております。

最後に県債につきましては、今回、土木費としまして河川事業、治山の災害復旧費、これに係ります県債1億3,200万円を計上しております。

私からの説明は、以上でございます。

○片寄人事課長 それでは、議案の内容につきまして、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

議案第4号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてでございますが、本年10月から、公務員の共済年金を厚生年金に一元化することを目的といたしまして、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきまして、関係規定の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容等についてでございます。

公務上の災害につきまして、議会の議員その他非常勤の職員につきましては、条例により損害が補償されることとなっておりますが、一元化法の施行に伴い、条例で引用する社会保障給付の根拠法の名称の変更等がございましたので、法律の名称等の改正を行うものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用いたします。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○吉村行政経営課長 議案第8号「行政不服審査法施行条例」について御説明いたします。

委員会資料の8ページをお願いいたします。

まず、1の制定の理由でございますが、行政庁の処分等に関する不服申し立ての制度について定めております行政不服審査法が改正されまして、その中で、審査請求に関する調査審議を行う附属機関を地方公共団体に設置することなどが規定されましたことから、この改正後の行政不服審査法の施行に関して必要となる事項を定めるため、今回、新たな条例を制定することとしたものであります。

次に、2の条例の概要でございますが、(1)の宮崎県行政不服審査会の設置等につきまして、1で述べましたように、県に設置することとされました附属機関として、宮崎県行政不服審査会を定めることとしますとともに、その組織、運営等に関する規定を定めるものであります。

続きまして、(2)弁明書の添付書類等でございますが、審査請求の審理手続におきまして、処分庁——処分を行った行政庁ですが——そこが提出するものに弁明書がありますけれども、

それに添付する書類を定めるとともに、審査請求人等によるそれらの書類の閲覧や写しの交付に関する規定を定めるものでございます。

3の手数料についてですが、審理手続におきまして、審査請求人からの求めに応じて書類等の写しを交付する場合、手数料を徴収するための規定を定めるものであります。

なお、手数料の額につきましては、使用料及び手数料徴収条例で定める予定でありまして、その改正条例を次の2月議会に提案させていただきたいと考えております。

(4)公表につきましては、本県における審査請求等に係る裁決等の内容、その他処理状況につきまして、公表するための規定を定めるものであります。

(5)罰則につきましては、行政不服審査会の委員等につきまして、法律の規定に合わせまして、条例において、職務上知ることのできた秘密について守秘義務を課すこととしておりますが、その違反行為があった場合における罰則を定めるものであります。

なお、罰則の内容につきましては、国の行政不服審査会の委員に適用される法律の規定に準じて定めているところでございます。

最後に、3の施行期日につきましては、行政不服審査法の施行期日に合わせる予定としております。法律には、「政令で定める日から施行する」と規定されたところでございますが、今回の条例提案の時点では、当該政令が未公布でありましたことから、条例には、このように「規則で定める日」と規定しております。

なお、先週、11月26日に政令が公布されまして、法律の施行期日が平成28年4月1日と定められたところでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願

いたします。

○**阪本財政課長** 議案第18号「当せん金付証券の発売について」を御説明いたします。

資料の12ページをごらんください。

当せん金付証券と、かた苦しい言葉ではございますが、これは、宝くじのことでございます。当せん金付証券法という法律がございまして、年度内の発売額を議会の議決の範囲内で発売できるということになっておりまして、この上限額を議決いただくものでございます。

2の発売金額といたしまして、120億円以内とさせていただきます。この数字は今年度、平成27年度の議決額と同額でございます。

私からの説明は、以上でございます。

○**高林税務課長** 議案第2号及び議案第3号につきまして、御説明いたします。

委員会資料の5ページをお開きください。

議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」でございます。

1の改正の理由でございますが、まず、(1)につきましては、平成27年4月に地方税法の改正が行われており、納税者の権利の拡充を図るとともに、早期にかつ的確な納税の履行を確保する観点から、①の申請による換価の猶予制度の創設や、②のこれは既にございます徴収猶予制度、職権による換価の猶予制度の見直しが行われ、平成28年4月1日より施行されることとなっております。

その中で、条例で定めることとされた事項がありますことから、③のその他所要の改正も含めまして、関係規定の改正を行うものでございます。

なお、国税におきましては、これと同様の猶予制度が、ことし4月1日より先行して実施されており、条例案はこれらを踏まえたものとなっ

ております。

また、(2)につきましては、行政不服審査法の改正に伴いまして、県税条例においても改正を要する部分があるため、関係規定の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容でございます。

(1)の①の申請による換価の猶予制度の創設についてでございますが、換価の猶予とは、既に差し押さえた財産については、これを猶予期限まで換価、つまり金銭にかえないという効果を持ちます。改正前の地方税法では、処分庁が職権で認めるのみでございましたが、改正後の地方税法では、新たに納税者から申請できることとされました。

この制度に伴い、条例で定めることとされた分納の方法、申請手続などの規定の整備などを行っております。

分納の方法につきましては、猶予に係る分納を認めた場合は、原則として毎月分納としながらも、各月で収入のある年金受給者や売掛金の支払い待ちの自営業者の方などを考慮して、指定した月に納付させることも可能としております。

申請手続などの規定整備につきましては、的確な納税の履行の確保の観点から、申請書に記載すべき事項や必要な添付書類、間違っていた場合の補正期限などについて、国税に準拠した内容の規定としております。

次に、(1)の②の徴収猶予制度及び職権による換価猶予制度についてでございますが、①の申請による換価の猶予制度と共通する分納方法や申請手続などについては、同様の内容としていたるところでございます。

また、①と②のいずれにも共通する事項でございますが、担保の徴収基準について、条例で

定めることとしております。

このことにつきましては、改正前の地方税法では、猶予に係る税額が50万円以下である場合は、原則として担保不要としておりましたが、猶予制度を使いやすくする観点から、国税においては100万円以下または猶予期間が3月以内の場合は担保不要とする内容に大幅に緩和されております。

改正後の地方税法では、この基準を各自治体の実情に応じて条例で定めることとされましたことから、条例案では、国税に準拠して猶予金額100万円以下または猶予期間が3月以内の場合について担保不要とする内容としております。

ただし、徴収確保が大前提でございますので、監査の上でも大口滞納事案として管理されます累積滞納額が100万円を超える場合や銀行取引停止を受けた場合または過去の納付歴が不良で常習的に滞納している場合など、県税の徴収確保のため、担保を徴することが必要であると認められる場合につきましては、適用除外する規定を置いております。

なお、担保となる財産がない場合につきましては、改正前の地方税法では、担保を徴収することができないやむを得ない理由がある場合は担保を徴さないとされておりましたことから、条例案にもこれと同様の規定を設けております。

(1)の③のその他所要の改正につきましては、条例案第7条におきまして、略称規定を置きますことから、これは、地方税法施行令(以下「政令」という)という略称のことでございますが、これを置きますことから、もともと31条にありました略称規定を削除し、略称後の規定を置きかえるという改正を行っているところでございます。

(2)の行政不服審査法の公布に伴う所要の

改正についてであります。現行条例第22条で、「不服申立て」の文言が用いられておりますが、新しい行政不服審査法では、不服申し立ての手続が審査請求に一元化されますことから、「不服申立て」を「審査請求」に文言整理を行うものでございます。

3の施行期日でございますが、行政不服審査法の改正に伴う改正部分を除き、地方税法の関連規定の施行日と同じ平成28年4月1日から施行することとしております。

続きまして、委員会資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号「宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例」でございます。

これにつきましては、9月議会の総務政策常任委員会で、方向性について御報告申し上げておりましたが、今議会に提出させていただくことといたしました。

1の改正理由でございますが、平成18年度より森林環境税として、県民税均等割の超過課税を実施しておりますが、適用期限が平成27年度分までとなっております。

前回の県議会におきまして、知事が答弁申し上げましたように、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止など、多面的な機能を通じて、県民生活や県民経済に欠くことのできないさまざまな恩恵をもたらしている森林を、県民共有の財産として、将来に向けてしっかりと守り育てていくためにも、森林環境税は貴重な財源でありますので、平成28年度以降も超過課税措置の適用を5年間延長させていただきたいと考えております。

2の改正の内容でございますが、適用期限を延長するため、個人につきましては、(1)の①のとおり、平成32年度までの年度、法人につき

ましては、②のとおり、平成33年3月31日までに開始する事業年度まで、それぞれ適用期限を5年間延長する内容となっております。

また、(2)のその他所要の改正についてでございますが、常用漢字表に沿った漢字の表示と、引用箇所をより明確にするための改正を行っております。

3の施行期日でございますが、(1)の適用期限の延長につきましては、現在の適用期限が終了する平成28年3月31日の翌日でございます平成28年4月1日から施行することとし、②のその他の改正は公布の日から施行することとしております。

説明は、以上でございます。

○平原市町村課長 委員会資料の11ページをお願いいたします。

議案第10号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1の改正の理由であります。住民基本台帳法の一部改正及び宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定に伴いまして、関係規定の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容についてであります。

まず、(1)の住民基本台帳法の一部改正によるものでございますが、これは、平成28年1月1日から個人番号、いわゆるマイナンバーでございますが、マイナンバーの利用が開始されることに伴いまして、住民基本台帳法が改正されて、住所、氏名、生年月日などの本人確認情報に個人番号が追加されますことから、本条例の都道府県知事保存本人確認情報に個人番号を加えますとともに、引用条文の変更を行うも

のでございます。

次に、(2)の番号条例の制定によるものについてであります。

番号条例案につきましては、本日、総合政策部から説明がなされたものと思っておりますが、その中で、私立高等学校等就学支援金の交付に関する事務など7項目の事務が、個人番号を独自利用できる事務として定められております。

これらの個人番号を利用する事務につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムを利用しまして、本人確認を行うことが見込まれますことから、本条例におきましても、番号条例と連動する形で、都道府県知事保存本人確認情報の利用や提供ができる事務として追加するものでございます。

最後に、3の施行期日は、個人番号の利用が開始されます平成28年1月1日からといたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○都原消防保安課長 常任委員会資料の9ページをお開きください。

議案第9号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてあります。

まず、1の改正の理由でございますが、火薬類取締法などに基づく知事の権限に属する事務の一部について、住民の利便性の向上や事務処理の効率化等の観点から、事務処理を希望する市町村に移譲を行うため、条例の一部改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容といたしましては、移譲する事務の内容及び移譲市町村でございますが、まず、(1)の火薬類取締法につきましては、煙火の消費、いわゆる花火の打ち上げの許可や

打ち上げ場所への立入検査など8つの事務を既に17市町村に移譲しております。

今回は、諸塚村及び美郷町にも移譲するものであります。

また、(2)の液化石油ガス法につきましては、現在、6市に移譲しておりますいわゆるLPガスの設備工事に関する届け出の受理などの6つの事務を西都市にも移譲するものであります。

最後に、3の施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行することとしております。

説明は、以上でございます。

○清山委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○丸山委員 6ページの森林環境税、これは、林活議連を中心にいろいろ調査をして、制定されたと思っているんですが、延長することは、必要だろうと思ってるんですが、延長に関しての県民の意見は聞くんでしょうか。

○高林税務課長 県民の方の意見につきましては、環境森林部でパブコメを実施したり、森林環境税の検討委員会がございますので、そういったところで意見を聞いたり、検討されているところでございます。

○丸山委員 条例を改正するに当たって、どのような意見があったか、具体的に聞いていらっしゃるんでしょうか。

○成合総務部長 環境森林部の資料によりますと、県民アンケートでは、継続に賛同する意見が70%、7割を超えているということ。それに地域意見交換会もかなり実施されておりまして、継続の意見が多かったと。

それから、有識者から成る森林環境税の活用検討委員会というのが開かれていますけれども、その場においても、継続すべきという意向が示されたと同っております。

○丸山委員 恐らく使用するのは環境森林部がやると思っておりますけれども、条例を出すのは総務部ということで、その辺の連携をうまく、今後ともしっかりとっていただいて。県民から貴重な、別枠として法定外にもらうということでもありますので、説明責任が我々も——どのぐらい説明があったのかというの、部長の説明でわかりましたので、今後ともしっかりと、徴収も含めてやっていただきたいと思っております。

○来住委員 関連して、今の議案第3号に係ることですけれど、具体的にこの森林環境税の実績、個人と法人と、いわゆる歳入の金額はわかるんでしょうか。

○高林税務課長 森林環境税の税収の実績でございますけれども、平成26年度でございますと、個人分につきましては約2億4,000万円、法人分につきましては約5,600万円、合わせて約3億円の税収でございます。

また、27年度の税収見込みにつきましても、同様の2億4,400万円、法人も5,600万円、合せて約3億円を見込んでいるところでございます。

○来住委員 これをもとにした事業は、当然、環境森林部が事業はされていくと思うんですけれども、具体的に主なものはどういうことを——皆さんのところでわかっていらっしゃる……。例えば、平成27年度はどのような事業をされているのか、わかるんだったら教えてください。部が違いますから、簡単じゃないと思いますが。

○阪本財政課長 申しわけありません、手元に資料がないんですけれども、直接ハード整備には、ほとんど使っていないんですけれども、環境に関するいろんな啓発ですとか、そういった事業に充てられております。

○高林税務課長 これまで4年間の活用等の例

として、お聞きしてるところでは、3つの柱のもと、1つは県民の理解と参画による森林づくりということで、森林ボランティアづくりの活動の支援だとか、ボランティア参加者への促進のための事業、それと、公益的機能を重視した森づくりという事業では、広葉樹の植栽とか、針葉樹と広葉樹が混合した森林へ誘導するための間伐の支援等を行っております。あと、資源の循環利用による森林づくりにつきましては、県産材利用の普及啓発、PRなどを行っていると聞いているところでございます。

○来住委員 済みません、よろしいです。ありがとうございます。

○清山委員長 ほかはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 なければ、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○菓子野総務課長 損害賠償額を定めたことにつきまして、御報告を申し上げます。

お手元の常任委員会資料の13ページをお開きいただきたいと思っております。

この表は、今議会提出報告書3ページからの抜粋であります。

平成27年6月22日に、宮崎銀行霧島町支店の駐車場におきまして、宮崎県税・総務事務所の職員が、公用車から下車する際、運転席側のドアが、隣に駐車しておりました相手方車両のドアミラーに接触したものでございます。

事故原因は、職員の安全確認不足によるものでありまして、過失は全て県側でございます。

損害賠償額は2万3,284円で、任意保険により全額支払われているところでございます。

交通事故防止につきましては、日ごろから注意を喚起しているところでございますけれども、再発防止に向けて指導をさらに徹底してまいり

たいと考えております。

説明は、以上でございます。

○清山委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はございますか。

○来住委員 正式なこちらの報告書で、ことし8月25日に、都城の上長飯町の県営住宅南団地で発生した事故で、かなり多くの車が破損、傷を受けたりして、その補償をされているんですけど、この事故の内容について、報告をお願いしたいと思います。

○阪本財政課長 総務部所管ではございませんけれども、全部で損害賠償の報告が36件、814万9,000円でございます。

このうち26件、金額にいたしまして742万5,000円余り、これが今、来住委員からお話のありました台風15号によりまして、都城の一万城南団地、それと、一部宮崎市の花ヶ島団地もでございます。

県営住宅の屋根が強風により吹き飛びまして、その破片が駐車中の車両等に当たりまして傷をつけたということによりまして、この賠償の責任を負うことになったというものでございます。

○来住委員 車が傷を受けてるみたいですから、多分、夜中に起こったのか、人的被害はなかったのかということのと、もう一つ、屋根が飛んだということになりますと、ただ事じゃないんですが、例えば昼間にそういうことが起こると、現実には、車では済まないことが起こってしまうんですが、その対策とか、そういうのはどうなんですか。

○阪本財政課長 これは夜間に起こった事故で、翌朝気がついたということでございます。幸い、今回、人的な被害はございませんでしたが、今、委員がおっしゃったとおり、これは、一步間違えると人命にかかわることでございます。

この件につきまして、県土整備部でも、直ちに全ての県営住宅の施設について全てチェックをしたところでございます。

○来住委員 所管部が違うから、詳しくわからないんでしょうけれど、ちょっとイメージがわからないんです。たくさん車の傷をつけたということになりますと、屋根がたくさん破片に分かれて飛んでいったのか。一つ一つだったら、それほどはないと思うんですが、どんな飛び方をしたんだろうかなと思いますけれど。

○阪本財政課長 おっしゃるとおりです。車両自体が、並列してとまっておりますので、そんなに広範囲ではないんですけれども……。これは想像ですけど、恐らく一度にではなくて、一旦剥がれたものが、そこから次々と剥がれていったのではないのかなと想像するんですけども、そういったことで、ある程度広範囲にわたったものでございます。

○来住委員 結構です。

○清山委員長 その他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○平原市町村課長 委員会資料の14ページをお願いいたします。

議案第9号関連の「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御報告をいたします。

県では、住民に身近な行政サービスは、できる限り住民に身近な市町村で担うということを中心に、知事の権限に属する事務について取り扱いを希望する市町村への権限移譲を行っております。

今回は、2の改正の概要にありますとおり、まず、(1)の取り扱いを希望する市町村に権限

を移譲するものが、先ほど消防保安課から説明がございました煙火の消費の許可に関する事務など5項目、(2)の法令の改廃に伴い削除するものが、電子署名に係る認証業務に関連する事務など2項目の計7項目の条例改正をお願いしております。

この議案につきましては、関係する常任委員会に分割付託をするということにされておりますので、それぞれの内容についての説明は省略をさせていただきます。

次に、15ページをお願いいたします。

参考といたしまして、平成17年度からの移譲事務数の推移と、これは、市町村別の条例改正施行後の移譲事務の見込み数を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

報告は、以上でございます。

○清山委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○満行委員 権限移譲の推移を見ると、平成26年あたりから、1,310事務、89法令で推移してはいるんですが、国の想定でいくと、これ以上権限移譲の事務は広がらないというふうに、これは見てもよろしいのでしょうか。

○平原市町村課長 おっしゃるとおり、最近ずっと横ばいというか——これは累計の数字でございます。実際に現在、移譲しておりますのは、ピーク時が平成26年の事務でございます。それから少し下がってきているような状態でございます。これは、法令が廃止されたりすると減っていきますので、そういうことで、実際に減っております。権限移譲については、大枠でいいと思います。もう頭打ちなのかなと思っておりますが、ただ、今回も、既にほかの幾つかの市町村で移譲されている部分について、移譲が拡大したというようなことがございますので、そうい

うところも、できるだけ広がりが増えていくように努力していきたいと考えております。

○満行委員 1,300余りの事務のうち、一番多いのが、宮崎市が735ですよね。あと、町村を見ると、ほぼ210、220ぐらいで、同じぐらいの実績なんですけども、なかなか市町村が手を挙げない理由というのは、幾つかあるんだろうと思うんですけど、移譲が進まない主な原因等があったらお知らせください。

○平原市町村課長 宮崎市が突出して多いのは、宮崎市は中核市でございます、保健所を自前で持っておりますので、それと関連して一緒にやったほうがいい事務、医療とか福祉とか環境とか、そういう分野の事務を引き受けていただいているのが多いので、このような形になっています。

同じように、規模の大きい都城市、延岡市は、宮崎市と同じような事務を一部受けていただいております。

それ以外のところについては、大体、200から300ということで、そんな大きな違いはないのですが、やはり小さい町村になりますと、事務処理の手間が大変ということで、難しい面もあるかと思えます。

一方、見ていただくと、椎葉村が307件ということで、結構移譲を受けていただいております。これは、椎葉から県の出先機関のある日向市まで結構遠いということもありまして、いろんな医療関係とかの受理事務、受け付け事務を村のほうで受けていただいているというようなことがございます。

○満行委員 権限移譲をしてもらっても、それに伴う財源が保障されていないということで、小さな自治体ほど二の足を踏むのかなと思います。ぜひ、国に対して、権限移譲プラス財源の移譲

というのもあわせて、機会あるごとに要望していただきたいなと思っております。

○平原市町村課長 県から、条例で市町村に移譲しました事務につきましては、標準的にどのぐらい事務量がかかるかということ算定いたしまして、交付金を前年度の実績に基づいて交付する形にしております。

それから、国が法令改正等で、直接市町村に権限を譲る場合もございますが、これについては国で、基本的には財源を伴ってということで考えられておりますので、今後ともその辺については、十分に財源保障するように要望していきたいと思っております。

○坂口委員 関連して。今のところだと思うんです。やっぱりこれは、取扱件数によって、1件の取扱事務に要するコストというのは、格段の差があるんです。年間何百件も取り扱うところと、年間に数件のところで、それは当然かかるコストが違いますよ。

ですから、これは基準財政需要額の中にカウントして、補正係数で補正していくという、そういった実態に応じた……。そこがないと、今言われるとおりで、事務費が出てこないから嫌だというのが大きい理由を占めてて、一定の限界が来ているんじゃないかと思うんですけど、そこらはやはり、今後、国へ見直しを要望する必要性はあるんじゃないかと思うんですけど、これは、財政課長でもいいんですけども、どんなですか。

○平原市町村課長 個別の事務については、なかなか難しい面があるかと思いますが、言われるように、市町村にとってはやはり事務費を確保しないと、実際、事務が滞ってしまうということもございますし、一方では、できるだけ近いところで事務を処理していただくというこ

とが大事ですので、その辺も踏まえながら、国にも機会があれば要望していきたいと思っています。

○**坂口委員** 例えば、有害鳥獣なんかの駆除の許可も、これが市町村に全部行ってればいいんですけど、これなんかにはばらつきがあると、有害鳥獣なんて市町村間をまたいで移動していく。ドンとならせば、隣の町に入っていくわけで。

これも一斉に……。でないと、うちの町は、町の申請があったから出した。うちは、県が所管してるから、全然関係ないとか、住民から上がってきてないとかという差があったときに、よかれと思ってやった権限移譲が、結果的には成果が出ないというところにつながりかねないこともあり得る。

鳥の保護と狩猟というのも、ここに出てきますけれども、同じ感覚で同じようにやっていかれないとだめだから、これは、譲るもの、譲らないものということで、挙手方式じゃなくて、よりサービスの質が高まるとか、よりふさわしいものに対しては、法律としてどの自治体へやるんだということを決めて、自由枠としてしっかり担保していくということにつなげないと、権限移譲の一つの試行期間だったという感覚で、最終的にどう仕上げるかという作業は、求めていくべきだと思うんです。

○**平市町村課長** 有害鳥獣の関係につきましては、ほとんどの市町村で受けていただいておりますが、言われるような、どの市町村でも実際にやるべき事務については、できるだけ法律段階から市町村におろしていくということは重要かなと思っています。

○**清山委員長** その他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** ないようですので、次に、請願の審査に移ります。

第3号については、県執行部の所管ではありませんが、国の動き等、補足説明がもしあれば、お願いいたします。

○**高林税務課長** 国税の所得税法第56条について、概要を御説明したいと思います。

これは、個人事業者が生計を一にする家族従業員に給与を支払った場合の必要経費の取り扱いを規定したものでございます。

このことにつきましては、所得税法の流れに沿って御説明したいと思います。

まず、所得税法第37条では、総収入を得るために直接要した費用は必要経費となるということになっております。

しかし、一方で、この56条では、事業者が生計を一にする配偶者やその他の親族に給与を支払ったとしても、その給与は必要経費として算入しないこととされております。

この条文につきましては、昭和25年の税制改正で、それまで世帯単位の課税をとっておった所得税が、個人を課税単位とすることに改正されたもので、背景といたしましては、家族間の恣意的な所得分配を防ぐ必要性から、また、当時は企業と家計の分離が不明確で、家族に対する給与の支払いの慣行も乏しいのが、一般的な社会状態であったためと言われております。

しかしながら、それ以降、社会経済情勢の変化から、生計を一にする家族従業員の給与につきまして、この56条の特例といたしまして、57条が規定されております。

その57条におきましては、青色申告事業者につきましては、生計を一にする親族への給与を支払った場合は、必要経費に算入することが認められており、労務の対価として相当であると

認められるものにつきましては、額の制限はないところでございます。

また、白色の事業者につきましても、配偶者であれば86万円、それ以外の専従者につきましては50万円の専従者控除が認められているところでございます。

概要だけ御説明させていただきました。

○清山委員長 ありがとうございます。

それでは、委員から何か質疑はありませんか。

○来住委員 紹介議員の1人になってるものですか、お尋ねしたいと思うんですけど、私自身が紹介議員になった最大の理由は、おっしゃるとおり、つまり家族、奥さんとか、息子さんとか娘さんとか、そういう方々のいわゆる労働の対価がしっかり正確に評価されない。86万円と50万円ということになっていまして、それがまさに基本的人権だとか、個人の尊厳だとか、両性の平等だとか、そういう憲法上の問題として見過ごすことができない問題でありまして、そういうこともあって紹介議員になっているんですけれど。

もとをただせば、明治20年につくられている税法、その税法が、第1条で「同居の家族に属する者は、全て戸主の所得に合算するもの」と、こうなってます、ここの流れがあると思います。つまり、家父長制度がそのまま残っていると思うんですけど、それについての意見は、もう皆さんは全然、関係ないわけですから。

それで、お聞きしたいのは、この請願で、ことし10月1日時点で、416の自治体がこの56条の廃止を求める意見書を採択してるというように出しているんですけど、これは確認、調べられたことがあるかどうか、ちょっと念のためお聞きしたいんですが、416となっております。

○高林税務課長 そのことについては調べてお

りません。

○来住委員 いないですね。

○高林税務課長 はい。

○来住委員 わかりました。結構です。

○清山委員長 その他、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時57分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

皆様にお伺いしますが、本日の審査内容を踏まえ、御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 よろしいでしょうか。

次に、採決についてでございますが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あした4日に行いたいと思います。開会時刻は1時としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了いたしたいと思います。

午後1時58分散会

平成27年12月4日(金曜日)

午後1時0分再開

出席委員(8人)

委員	長	清山知憲
副委員	長	島田俊光
委員		坂口博美
委員		星原透
委員		丸山裕次郎
委員		満行潤一
委員		新見昌安
委員		来住一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	鬼川真治
総務課主任主事	日高真吾

○清山委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますけれども、採決の前に、各議案につきまして、賛否も含めて、もし御意見があればお願いいたします。

○来住委員 11議案が議題になってますけれども、11議案中、第6号、第7号、第10号の3つの議案に対しては同意できませんから、反対の……。マイナンバーとの関係になっているものですから、同意できませんので、前もって発言しておきたいと思います。

○清山委員長 わかりました。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 特にありませんか。

それでは、これより議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、一部を個別採決、残りを一括採決とさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、議案により賛否が分かれるという御意見もいただきましたので、まず、議案第6号について採決を行います。議案第6号は「宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」です。この議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○清山委員長 挙手多数、よって、議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号「宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○清山委員長 挙手多数、よって、議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第10号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○清山委員長 挙手多数、よって、議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、残りの議案第1号、2号、3号、4号、8号、9号、14号、18号について、一括して採

決をいたします。各号議案につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第3号「所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願」についてでございますが、この請願の取り扱いも含めて、御意見をお願いいたします。

○**満行委員** 請願の紹介議員にもなっておりますが、この所得税法第56条、これは本当に、もう現代には即応しない、一刻も早く改正が必要じゃないかと。白色だろうが青色だろうが、同じ扱いになるべきだと思いますので、ぜひ採択をお願いしたいと思います。

○**清山委員長** その他、ございますか。

○**丸山委員** 満行委員が言われることは十分わかっているんですが、我々もまだ十分に調査とか、どういう影響かわからないもんですから、できれば継続審査にさせていただけないかなという思いがあります。

○**新見委員** この請願の趣旨のところに書いてありますように、確かに全国では400を超える自治体が、この意見書を国に出してる状況はよく理解できますが、先ほど丸山委員も言われたように、今回、この請願者が説明に来るということだったんですけれど、私たちが受け切れなかったもんですから、なおかつもうちょっと勉強させていただきたいとも思っておりますので、丸山委員同様、私も、継続にさせていただければと思います。

○**清山委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、請願第3号についてお諮りいたします。まずは、この請願第3号を継続審査とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**清山委員長** 挙手多数、よって、請願第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、委員長報告骨子(案)についてでございますが、委員長報告の項目及び内容について、御意見があればお願いいたします。

暫時休憩します。

午後1時7分休憩

午後1時8分再開

○**清山委員長** 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、そのようにいたします。

閉会中の継続調査についてお諮りいたしますが、総合政策及び行財政対策に関する調査については継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、閉会中の委員会について、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

午後1時11分再開

○**清山委員長** 委員会を再開いたします。

今回の閉会中の委員会は、1月28日の予定と

平成27年12月 4 日(金)

させていただきます。その点について、ほかに御意見・御要望はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時12分閉会